

令和8年第1回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和8年3月3日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和8年3月3日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (12名)

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	12番 坪井 信義	13番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長兼 まちづくり推進課長	田間 宏紀	教育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	総務防災課長	内山 治久	保健福祉課長 見並 智俊
税務住民課長 梅前 宏文	建設 課 長 平生 公一	産業振興課長	里中 和樹
教育事務局長 山下 健一	上下水道課長	上村 和弘	生活環境室長 松田 臣二
病院老健事務局長 竹郷 哲也	地域共生室長心得	西野 珠代	
監 査 委 員 大西 栄			
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 西岡 厚	同 書 記 福井希美枝	同 書 記 若宮 慎朔
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告

報告第 1号	例月出納検査結果報告書
--------	-------------
 - 第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度玉城町一般会計補正予算（第5号））
 - 第 5 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度玉城町一般会計補正予算（第6号））
 - 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第 7 議案第 3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 第 8 議案第 4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第 9 議案第 5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 第10 議案第 6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第 7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第12 議案第 8号 玉城町介護保険条例の一部改正について
- 第13 議案第 9号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第14 議案第10号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第7号）
- 第15 議案第11号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第16 議案第12号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第13号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第14号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第15号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第16号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第17号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第18号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第19号 令和8年度玉城町一般会計予算
- 第24 議案第20号 令和8年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第21号 令和8年度玉城町山村振興事業特別会計予算
- 第26 議案第22号 令和8年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第27 議案第23号 令和8年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
- 第28 議案第24号 令和8年度玉城町病院事業会計予算
- 第29 議案第25号 令和8年度玉城町水道事業会計予算
- 第30 議案第26号 令和8年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
- 第31 議案第27号 令和8年度玉城町下水道事業会計予算

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で、定足数に達しております。

よって、令和8年第1回玉城町議会定例会を開会します。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長から定例会招集の挨拶があります。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 令和8年第1回玉城町議会定例会開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

平素から、議会の皆さん方には、玉城町政推進のために格別のご支援を賜っておりま

すことを厚く御礼を申し上げる次第であります。

昨年は、玉城町制施行70年を迎えた年でございます。記念式典をはじめ、記念イベントで、多くの皆さん方にご参加を賜りながら町を盛り上げていただきました。感謝を申し上げる次第でございます。

また、新しい年を迎えましてから、先月2月15日に開催をいたしました三重県市町対抗駅伝におきましては、玉城町チームといたしましては歴代2位のタイムで、しかも、町の部5位という入賞を果たしていただきました。選手の皆さん方のご健闘、そして、指導者の先生方、またスポーツ推進員の皆さんはじめ、沿道では玉丸城太鼓、そして、職員が中心になりまして豚汁の提供もしていただいて、盛り上げていただいた次第でございます。感謝を申し上げる次第です。

また、このお城、かつて玉丸山でございますけれども、延元元年1336年に、北畠が690年前に砦を築いて、今日明治維新まで、歴代城主がここで、この田丸藩政、この地域を守るために活躍をなさったわけでありまして、今年、昨年から国を文化審議会でご申請をいたしましたところの原の石仏庵の石仏が、2月17日の国の官公告示によりまして、晴れて国史跡に登録をされたわけでありまして、玉城町の国史跡といたしましては、荒木田氏の氏神でありますというところの田宮寺の十一面観音に次いで、2番目の国史跡ということになるわけでありまして、さらに、昨年の4月に、国交省が県下7つの有名な庭園、これを巡って観光誘客をしようというガーデンツーリズムに、玄甲舎が登録されたわけでございますけれども、その玄甲舎が百五銀行発行の「すばらしきみえ」の冊子の中に、表紙から中身まで大きくクローズアップしていただいている次第でございます。感謝を申し上げます。

このように、玉城町は、先人の多くの皆さん方が残していただきました町の歴史や文化は、町の誇りでありますし、また魅力でもあります。これを私たちは後世にきちっと伝えていく使命があると、こんなふうにご考えておるわけでありまして、これからもよろしくごお願いを申し上げます。

さて、提案をいたします新年度予算について申し上げます。

今回は町長選挙を控えているため、いわゆる骨格予算としての編成になりますが、法令で定められた義務的経費に加え、継続して行っている事業、そして、町民生活を守るため緊急の整備を要するものについては、切れ目なく予算措置を行っております。

重点施策の第1は、子ども・子育て支援と福祉策です。

今年度、国の方針により、小学校給食の無償化が決定をいたしました。これに伴い、本町におきましても、新たに小学校給食の無償化を実施し、子育て世帯への支援を強化します。また、昨年に引き続き切れ目のない支援を継続します。具体的には、家庭保育給付金や生後2か月から5か月の赤ちゃんとお母さんを支えるF S、ファーストステッププログラム事業、小・中学校の入学及び中学校卒業時の祝い金給付などを行います。さらに、中学校給食費や保育所給食の材料費への助成など、家計の負担軽減と健やかな

成長を支える施策を積極的に進めてまいります。高齢者福祉におきましても、認知症対策としての補聴器購入補助金や運転経歴証明書交付助成金を継続し、安定して暮らせる環境づくりに努めます。

第2に、デジタル化の推進です。

玉城町は、国のガバメントクラウド標準化の先行自治体として選定され、昨年7月から取組を進めております。これに関連したシステム改修や新制度への対応を着実にを行い、より効率で利便性の高い行政サービスを構築してまいります。

第3に、防災減災対策です。

昨年に引き続き、計画に基づいた外城田川の改修や河川の浚渫、国の交付金を活用した町道やため池の整備を進めます。ハード面の整備に加え、自主防災組織への育成支援、住宅の耐震化や空き家対策への補助も継続し、地域全体の防災力を高めてまいります。

全国的な人口減少や、自然災害の頻発、世界情勢の混乱など、私たちの暮らしを取り巻く環境は激しく変化しております。しかし、そのような中にあっても、先人が築いてこられたこのすばらしい玉城町、もっと安心元気な100周年へとつなげていくために、揺るぎなく一歩ずつ着実に施策を実行していく必要があります。

本日は承認2件、諮問1件、条例7件、そして、当初予算と補正予算などの予算案件18件、合わせて27件の議案についてご審議をお願いいたします。議員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、令和8年第1回玉城町議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（小林 豊） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

2番 南 雅彦 議員

3番 山口 欣也 議員

の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小林 豊） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、本日から3月16日までの14日間を会期とするこ

とに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小林 豊） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、報告第1号 令和7年11月分ないし令和8年1月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをデータにて配付しました。

以上で、諸般の報告は終わります。

それでは、議事に入ります。

◎日程第4 議案第1号及び日程第5 議案第2号

○議長（小林 豊） 日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度玉城町一般会計補正予算（第5号））及び日程第5、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度玉城町一般会計補正予算（第6号））を一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第1号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、物価高騰対策の国の補正予算が成立し、物価高騰の影響を受けた家計、生活者や事業者を緊急に支援するために重点支援地方交付金が拡充されました。

これに伴い、国の総合経済対策に基づく食料品物価高騰特別加算として、全町民1人当たり3,000円分のたまネーギフト券配付、そして、子ども・子育て支援で、子供にはさらに3,000円、妊婦の方には1万円分のたまネーギフト券を加算配付する関係経費、合わせて5,990万円を新規に計上し、家計支援、地域経済対策として、たまネーポイント還元キャンペーン事業に係る経費5,000万円を増額計上、また、農家支援対策として農業機械購入補助、飼料価格高騰畜産対策補助など950万円を計上、また、こども家庭庁から支援措置されるゼロ歳から高校3年生までの、子供1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を早急に支給する経費5,446万円を計上。

これら合わせ、歳入歳出補正額1億7,385万8,000円を追加し、繰越明許で対応し、予算総額を82億8,820万円とするものであります。

今回の補正は、国から年内の予算化、早期支援の要請があり、直ちに対応する必要性が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年12月18日に専決処分をいたしたものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

続きまして、議案第2号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和8年2月8日に執行されました第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査、また企業版ふるさと応援寄附金の受領による事業執行に伴い、早急に一般会計予算を補正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月23日に専決処分をいたしたものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。

ただいま上程された一括議案について、会議規則第39条3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第1号の質疑を行います。

発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

続いて討論を行います。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 討論なしと認め、討論を終了します。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度玉城町一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第2号の質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 討論なしと認め、討論を終了します。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度玉城町一般会計補正予算(第6号))は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 諮問第1号

○議長(小林 豊) 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

住民のニーズが多様化し、その内容も複雑化してきている昨今、人権に関する課題や問題も複雑化してきています。

今回、本町の人権擁護委員として日頃からご活躍いただいております北岡明氏が、本年6月末日に任期満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員に適任と考え、推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、補足説明は省略いたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林 豊) 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

なお、本案については討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、討論を省略します。

これから、諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり推薦することに同意の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(小林 豊) 起立全員です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（小林 豊） 次に、日程第7、議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 所管いたします議案につきまして、補足説明のほうを申し上げます。

議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本議案は全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにとらわれない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度ともいいますが、の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

それでは、条例改正議案の2ページをご覧ください。

第1条では、本条例制定の趣旨を定めています。

第2条では、利用乳児、または幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障することを最低基準の目的としております。

2ページから3ページにかけて、第3条では、最低基準の向上のため乳児等通園支援事業を行う者に対して町が行うべき内容を、第4条では、乳児等通園支援事業者が行うべき内容をそれぞれ定めています。

第5条では、事業実施に当たり乳児等通園支援事業者が配慮すべき一般原則を、3ページから4ページにかけて、第6条では、乳児等通園支援事業者が行うべき避難訓練などの非常災害対策について、第7条では、乳児等通園支援事業者が行うべき安全計画の策定等につきまして定めています。

第8条では、乳児等通園支援事業者が自動車を利用乳幼児を送迎する場合の留意すべき点について定めています。

5ページ、第9条では、乳児等通園支援事業所で勤務する職員の一般的要件を、第10条では、乳児等通園支援事業所で勤務する職員の知識及び技能の向上を図ることについて、それぞれ定めています。

第11条では、乳児等通園支援事業所が他の社会福祉施設等を合わせて設置する場合の設備及び職員の基準について定めています。

第12条では、乳児等通園支援事業者が利用乳幼児を平等に取り扱うこと的基本原则について、第13条では、乳児等通園支援事業所で勤務する職員の虐待等の禁止について、それぞれ定めています。

5ページから6ページにかけまして、第14条では、乳児等通園支援事業者が行うべき感染症または食中毒など衛生管理等について、第15条では、乳児等通園支援事業者が食事の提供を行う場合の規定を定めています。

第16条では、乳児等通園支援事業者が行うべき事業運営に係る重要事項に関する規定について、第17条では、乳児等通園支援事業者が備えておくべき帳簿について定めています。

6ページから7ページにかけまして、第18条では、乳児等通園支援事業所で勤務する職員の秘密保持等について、第19条では、乳児等通園支援事業者の利用乳幼児またはその保護者等からの苦情への対応について、それぞれ定めています。

第20条では、乳児等通園支援事業には事業区分として一般型と余裕活用型があることを定めています。

7ページから10ページにかけまして、第21条では、一般型乳児等通園支援事業における設備の基準を、10ページから11ページにかけて、第22条では、一般型乳児等通園支援事業所で勤務する職員の要件について、第23条では、支援の内容を、第24条では、保護者との連絡について、それぞれ定めています。

11ページから12ページにかけまして、第25条では、余裕活用型乳児等通園支援事業における設備及び職員の基準を定めています。

第26条では、余裕活用型乳児等通園支援事業の支援の内容及び保護者との連絡につきまして、一般型乳児等通園支援事業の内容を準用する旨定めています。

第27条では、本条例の規定において、書面で行うことが規定されているものについて、書面に書いて電磁的記録で行うことができるよう定めています。

また、13ページ、附則におきまして、施行期日を令和8年4月1日からとし、利用時間、手続方法、利用負担額などは別途要項で定めることといたしております。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明を終わりました。

◎日程第8 議案第4号から日程第13 議案第9号

○議長（小林 豊） 次に、日程第8、議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてないし日程第13、議案第9号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和7年の人事院勧告に伴い、給与制度の見直しが実施されることから、本町においても国家公務員に準じる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務防災課長から説明をさせます。

次に、議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国が定める家庭的教育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改修について、提案理由を申し上げます。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率を定めるなどの必要が生じたため、所与の改正を行うものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料率の算定に関する合計所得額の算定方法に特例を設けるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第9号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の移住改正に伴い、本町の非常勤消防団員等に対する公務災害補償に係る補償基準額及びその加算額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務防災課長から説明をさせます。

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） それでは、議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

条例改正議案は15ページから18ページ、新旧対照表は1ページから4ページをお願いいたします。

本議案は、令和7年の人事院勧告に基づき国家公務員の給与制度の見直しが行われることから、本町職員についても同様に実施するため、条例の一部改正を行うものです。

第2条は、地方自治法の一部改正に伴い、地方公務員において、新たに第2種初任給調整手当が創設されるとともに、現行の初任給調整手当が第1種初任給調整手当に改められることを受け、本文中の初任給調整手当の中に、第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当を追加する改正です。

第7条の2は、同条各項の初任給調整手当を第1種初任給調整手当に改めるものです。

第7条の3は、第2種初任給調整手当の支給に関して規定するもので、第2種初任給調整手当は、民間の賃金水準との格差是正を目的とした手当のため、民間の水準を下回る職に対して、最低限の賃金水準を保障することを定めております。

第10条第2項は、通勤手当の支給額の見直しで、自動車等を使用する職員について65キロメートル以上から100キロメートル以上までの区分を新設するものです。

第10条第3項は、自動車等の駐車のため駐車場等を利用する場合に、1か月当たり5,000円を上限とする手当を新設するものです。

第16条は、宿日直手当の見直しで、近年の給与の見直しを受け、手当額を引き上げるものです。

附則で、この条例の施行期日は令和8年4月1日からとしています。

続きまして、議案第9号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

条例改正議案は41ページから43ページ、条例改正新旧対照表は37ページから38ページをお願いいたします。

本議案は、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられること等に伴い、本町の非常勤消防団員等の公務災害補償について、これに応じた措置を講ずるため条例の一部改正を行うものです。

第5条第2項第2号では、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げるものです。

同条第3項では、補償基礎額の加算額の引上げ等の改正で、第1号において配偶者を補償基礎額の加算の対象から除外するとともに、改正後の第1号から、該当する扶養親族たる子に係る補償基礎額の加算額を、1人につき383円から433円に引き上げるものです。

別表の改正は、各階級において、勤続年数に応じて補償基礎額を引き上げるものです。

附則で、この条例の施行期日は、令和8年4月1日からとしております。また、経過措置として、改正後の規定は、この条例の施行日以後に支給事由が発生した損害補償並びに施行日前に支給事由が発生し、施行日後の期間に係る損害補償年金の仕組みについて適用し、条例の施行日前に支給事由が生じた損害補償及び損害補償年金等は、従前の例によることと定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 所管いたします4議案につきまして、補足説明のほう申し上げます。

まず、議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、新旧対照表の5ページのほうをご覧ください。

今回の改正は、地域における保育人材確保のため、国家戦略特別区域に限り認められていました地域限定保育士制度の一般制度化に伴いまして、国家戦略特別区域法で定められていた地域限定保育士制度が廃止され、新たに児童福祉法におきまして、地域限定保育士制度が創設されたことから、保育士の定義の改正を行うとともに、経過措置としまして、改正前の国家戦略特別区域法で定める地域限定保育士も保育士に含めるため、所有の改正を行うものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することといたしております。

続きまして、議案第6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、こちらは新旧対照表9ページをご覧ください。

今回の改正は、議案第5号と同様に、保育士の定義の改正を行うとともに、経過措置としまして、改正前の国家戦略特別区域法で定める地域限定保育士も保育士に含めるため、所有の改正を行うものであります。

なお、地域限定保育士試験の合格者は、3年間は受験した自治体のみで保育士として働くことが可能ですが、3年経過後は、全国で保育士として働くことができるようになります。

また、本条例は、交付の日から施行することといたしております。

続きまして、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について。

今回の改正は、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率を定める等の必要があるため、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表の11ページをご覧ください。

第11条の2では、保険料の賦課額の区分分けをした上で、第1項第4号に、新たに創設された子ども・子育て支援金制度に係る納付金賦課額を加えています。

12ページから13ページにかけまして、第11条の3第1項第1号及び第2号では、全条と同様に、新たに創設された子ども・子育て支援金制度に係る納付金を基礎賦課総額に

加えるよう定めています。

第15条の6では、医療給付費分の基礎賦課限度額を66万から67万円に改めています。

14ページ、第15条の6の6では、世帯別平等割の説明の中で、条文の整理を行っています。

14ページから15ページにかけて、第15条の13では、子ども・子育て支援納付金賦課総額の減額について、規定をいたしております。

第15条の14では、子ども・子育て支援納付金賦課額は、18歳以上の被保険者均等割額の総額を加算した額とすることを規定いたしております。

16ページ、第15条の15では、前条の所得割額の算定方法について規定をいたしております。

15条の16、第1項第1号では、子ども・子育て支援納付金に係る所得割を、第2号、第3号では被保険者均等割を、17ページの第4号では、世帯別平等割の算定方法について、それぞれ規定をいたしております。

また、同条第2項では、保険料率の決定に際して端数が出た場合の規定を、第3項では、保険料率を決定した後の告知について、それぞれ規定をいたしております。

第15条の17では、子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額は3万円を超えることができないことを規定いたしております。

17ページから19ページにかけて、第18条では、賦課期日後において、納付義務の発生、消滅または被保険者数の移動等があった場合の条文を改めています。

第19条では、医療給付費分の低所得者の保険料の減額に際し、賦課限度額を66万円から67万円に改めています。

同条第1条第1号では、7割軽減に係る条文の整理を、21ページ、第2号では、5割軽減に係る被用保険者数が2人以上ある場合の金額を30万5,000円から31万円に改め、22ページ、第3号では、2割軽減に係る被保険者数が2人以上ある場合の金額を56万から57万円にそれぞれ改めています。

同条第3項後期高齢者支援金及び第4項介護納付金では、医療給付費分と同様に、賦課限度額を66万から67万円に改めることを規定いたしております。

以下の条文におきましても、新たに創生された子ども・子育て支援金制度に関連した条文の整理及び賦課限度額を改めるため、所有の改正を行っています。

また、附則において、施行期日を令和8年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正について。

今回の改正は、令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の引上げにより、第9期介護保険事業計画、こちらは令和6年度から令和8年度の3年間となっておりますが、における保険料収入に一時的な不足が生じないように、介護保険法施行令の一部が改正されました。この介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する合計所得額の算定方法に特例を設けるため、所有の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表の31ページをご覧ください。

附則に第5項から第9項を追加し、31ページから33ページにかけての第5項から第7項では、町内に住所を有する65歳以上の第1号被保険者にあつて、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である者の令和8年度の保険料率の算定に当たっては、給与所得控除額の引上げ分を加算した額、すなわち令和7年度税制改正による地方税の給与所得控除の最低保障額引上げ前の額を用いることを規定いたしております。

33ページから36ページにかけての第8項及び第9項では、第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和7年の給与所得のある者であつて、一定の要件に該当する者があるときは、当該第1号被保険者を市町村民税世帯非課税者に該当しないものとみなして、令和8年度の保険料率を算定する等の特例を設けております。

また、附則において、施行期日を令和8年4月1日からといたしております。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第14 議案第10号から日程第22 議案第18号

○議長（小林 豊） 次に、日程第14、議案第10号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第7号）ないし日程第22、議案第18号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題にします。

町長に提案利用の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第10号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億7,117万2,000円を追加し、予算総額84億7,505万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、個人町民税をはじめとする各科目において、年度末見込みにより増減しております。

主なものといたしましては、法人税の増額、地方交付税で12月追加交付分及び特別交付税増額分を計上しています。

譲与税及び交付金では、実績見込により精査し、増減しております。

国庫支出金では、歳出増加に伴う民生費国庫負担金を増額計上、土木費国庫補助金の防災安全交付金では、国の補正による増額を見込んでおりましたが、予算確保に至らず減額しております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金の実績見込みにより減額計上、教育費寄附金では、文化財関連の寄附金を増額しています。

歳出の主なものについては、総務費では、総務管理費において、第5次LGWAN移行に伴う、機器更改業務委託料を新規計上するほか、各種基金への積立て、民生費では、実績見込みにより低所得者支援定額減税補足給付金、介護保険特別会計等への繰出金の減額を行う一方、障害者自立支援給付金を増額、農林水産費では、国の補正予算による県営高度水利機能確保基盤整備事業負担金及び県営ため池等整備事業負担金の増額を計上しています。

商工費では、追加の物価高騰対策として、たまネーのキャンペーン費用を増額計上、土木費では、施工時期平準化による道路維持補修工事請負費を増額計上しております。教育費では、次年度に向けた小・中学校関係への修繕及び備品購入費の増額のほか、寄附に伴う文化財等管理基金への積立て、諸支出金では、介護老人保健施設事業会計への繰出金を増額しています。

その他、歳入歳出とも実績精査により補正を行っています。

また、事業の実施状況など諸般の事情により、繰越明許費の補正をしております。

なお、詳細は、副町長から説明をさせます。

次に、議案第11号では、令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精算に基づき各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ14万5,000円を減額し、予算総額を16億128万9,000円とするものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第12号 令和7年度玉城町山村事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、年度末に伴う各事業の精算に伴うもので、歳入歳出それぞれ58万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,529万2,000円とするものであります。

失礼いたしました。議案第12号冒頭、令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。訂正をさせていただきます。

今回の補正予算の主なものは、年度末に伴う各事業の精算に伴うもので、歳入歳出それぞれ58万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,529万2,000円とするものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明をさせます。

次に、議案第13号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,068万9,000円を減額し、予算総額を15億8,476万円とするものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第14号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ872万3,000円を追加し、予算総額を3億8,619万4,000円とするものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第15号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え事業実績を基に精査をいたし、業務予定量及び予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で699万2,000円を減額し、7億6,170万5,000円に、支出で2,684万6,000円を減額し、8億3,200万4,000円とするものであります。

また、資本的収支においては、収入で71万円を増額し、2億3,054万1,000円に、支出で77万5,000円を増額し、2億6,254万8,000円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第16号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、業務の予定量の補正と予算の調整を行うもので、収益的収支において収入で477万7,000円を増額し、3億1,850万円に、支出で1,438万円を減額し、2億9,631万5,000円とするものであります。

また、資本的収支においては、収入で146万6,000円を減額し、430万2,000円に、支出で4,719万円を減額し、3,927万3,000円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第17号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績を基に精査をいたし、業務予定量及び年間予算の調整をいたすものであります。

収益的収支において、施設事業収益で2,589万4,000円を減額し、3億8,087万9,000円に、施設事業費用で3,103万7,000円を減額し、3億8,939万9,000円とするものであります。

また資本的収支においては、収入で196万1,000円を減額し、256万3,000円に、支出で187万3,000円を減額し、321万5,000円とするのであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第18号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、予算の調整を行うもので、収益収支において収入で1,688万3,000円を増額し、7億4,843万8,000円に、支出で3,221万円を減額し、6億2,483万6,000円とするものであります。

また、資本的収支では、収入で3,379万8,000円を減額し、2億680万1,000円とし、支出で3,409万4,000円を減額し、5億3,916万8,000円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 提案理由の説明の途中でございますが、10分ほど休憩したいと思います。

（午前9時58分 休憩）

（午前10時8分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の補足説明を求めます。

田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 議案第10号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第7号）について、補足説明を申し上げます。

予算書1ページのほうをお願いします。

今回の補正予算は、年度末を控え、決算見込みにより実績精査し、編成したのになります。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億7,117万2,000円を増額し、予算総額を84億7,505万2,000円とするものであります。

第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正につきましては、別表にて説明を申し上げます。

9ページのほうをお願いします。

第2表繰越明許費補正でございますが、追加4事業、変更3事業で、これらはやむなく繰越せざるを得ぬ各事業の業務委託、工事費等であり、事務処理、手続など時間を要し、年度内事業完了が見込めないもの、また、工事発注の平準化を図ろうとするもの、国・県との執行調整など各事業の翌年度執行限度額をお認めいただき、次年度にわたる事業執行をお願いするものであります。

10ページのほうをお願いします。

第3表地方債補正・変更でございます。

事業費等の精査により地方債の限度額をそれぞれ増減をいたしております。

1、公共事業等債では、国の補正予算に伴い、県営関連事業であります県営かんがい排水事業及び県営ため池等整備事業に係る原1群地区、世古・坂本1群地区の補正分を増額、新規に県営公園整備事業債を追加計上、また、防災安全交付金事業については、予算確保に至らなかったため減額、これらを相殺した全体額として1,390万円増の7,860

万円に、2、一般補助施設整備等事業は、農業水路等長寿命化・防災減災事業に伴う実績精査により60万円増の280万円を、3、緊急自然災害防止対策事業債は、道路補修工事分の実績精査により270万円減の2億3,930万円に、4、緊急浚渫推進事業債についても、外城田川等浚渫工事の実績精査により60万円減の440万円、6、公共施設等適正管理推進事業債は、有田小学校校舎改修調査等設計業務委託料及びレジリエンス事業に係る田丸保育所屋根防水工事の実績精査により70万円減の2,890万円、7、防災減災・国土強靱化緊急対策事業債は、レジリエンス事業の実績精査により120万円減の2億4,100万円に、9、緊急防災・減災事業債は、広域消防委託料の三重南消防指令センター整備事業に充当する起債を新規に計上したことにより、70万円増の950万円に、それぞれ限度額を変更するものであります。

それでは説明の便宜上、歳出からご説明を申し上げますが、人件費の精査、各種事業の精査による増減が主なものであります。金額の主なもの、また、追加のものなどを中心に説明をいたします。

30ページのほう飛んでいただきますようお願いをいたします。

1款議会費におきましては、実績見込みに応じた事業精算となります。

続きまして、31ページから33ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から4目会計管理費は、人件費ほか事業実績精査を説明欄記載のとおり行っております。

また、2目文書広報費、17節備品購入費において、ケーブルテレビ用のビデオカメラと購入費用を計上いたしております。

33ページ下段から35ページ、5目財産管理費、24節積立金にて、各基金への利子分を含む積立金を増減をいたしております。また、今後の財政運営を考慮し、財政調整基金、町債管理基金及び活性化対策事業基金へ各々5,000万円、公共施設整備基金へ1億円、ふるさと応援基金につきましては、歳入状況を勘案し、2,910万円減額、5,100万円の積立てにいたしております。

35ページ中段から36ページ、6目企画費から9目諸費について実績見込みによる事業費精算となりますが、36ページ、8目地域情報化推進費、12節第5次L GWAN機器更改業務委託料は、国による第5次L GWANへの移行に伴うもので、新規に538万7,000円を計上するものであります。

10目地方創生推進費、37ページになります。

18節負担金補助及び交付金では、渡辺パイプ株式会社様から企業版ふるさと納税1,100万円に伴い、企業版ふるさと納税活用支援事業補助金を増額をいたしたところがあります。その他についても、説明欄記載のとおり実績見込みの精査を行っております。

2項徴税费、2目賦課徴収費、12節委託料においては、e L-TAX端末の更改に伴い、35万9,000円を新規計上、38ページ、3款1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料については、法改正に伴うシステムの旧氏対応及び氏名振り仮名対応を行う各改修業務委託料を新規に計上しており、本経費につきましては、国庫補助金を活用し実施するもの

で、国の補正予算に連動し繰越しをするものであります。

39ページから41ページの4項選挙費、5項統計調査費及び6項監査委員費は、実績見込みによる事業精査となります。

42ページお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費においても、各科目で事業完了、決算見込みによる精査による増減を行っております。

1目社会福祉総務費、18節低所得者支援定額減税補足給付金については、実績精査により2,714万円の減額、27節繰出金では、各特別会計の一般会計負担分を精査したもので、合わせて2,532万1,000円の減額となります。

また、43ページ、6目児童手当費、19節扶助費においては、対象児童の見込減により、児童手当扶助費763万円を減額するものであります。

43ページ下段から44ページ、7目心身障害者福祉費、19節扶助費においては、サービスの利用実績見込みによる増ですが、障害者介護給付費2,356万2,000円及び障害児通所給付費1,289万5,000円と大きく増額をいたしております。

44ページ、8目福祉医療費、19節扶助費では、子供医療費を実績見込み増により354万1,000円を増額をいたしております。

9目福祉保健施設費、12節委託料では、保健福祉会館の蓄電池盤落雷被害調査等の経費として110万円を追加計上するものでございます。

45ページをお願いします。

2項児童福祉費においても、事業実績精査を説明欄記載のとおり行っておりますが、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金では、広域保育負担金を対象人数見込み増により756万9,000円増、次ページ、19節特定教育・保育施設型給付費においても同様に377万4,000円を増額、また、家庭保育給付金を見込み増により178万円増額計上をしております。

2目児童福祉施設費、10節需要費にて、保育所給食材料費を実績見込みにより215万9,000円、17節備品購入費、保育所米飯給食用備品購入費においても実績により367万9,000円を減額し、有田保育所及び下外城田保育所のプリンター等購入のため、備品購入費114万3,000円を新たに計上をいたしております。

47ページお願いします。

4款衛生費も事業実績見込み等精査による減額が多くを占めますが、1項1目保健衛生総務費、18節伊勢広域環境組合負担金は、実績及び新ごみ処理施設分の地方債元利補給金により210万3,000円を増額、また1項2目予防費の次ページ、12節委託料、予防接種委託料は、乳幼児、新型コロナワクチン接種の減が大きく821万4,000円の減額といたしております。

同項3目環境衛生費、10節需要費、消耗品費は、町指定ごみ袋購入において、年度途中で業者変更による単価替えがあったこと等により215万5,000円減、12節委託料、可燃

物・資源ごみ収集運搬処理委託料は、契約精査により466万5,000円減、17節備品購入品においても、契約精査により149万5,000円を減額をいたしております。

49ページお願いします。

同目18節負担金補助及び交付金においても、実績見込みにより家庭用蓄電池設置補助金の144万4,000円、合併処理浄化槽設置補助金215万6,000円ほか、合わせて487万1,000円を減額をいたしております。

50ページから52ページ、6款農林水産費においても実績精査とし、増減をいたしておりますが、51ページのほう、1項5目農地費、12節委託料では、ため池シシヤ池の劣化状況、耐性評価調査に係る追加業務が生じたため、農村地域防災減災事業により250万円増額、14節工事請負費では、実績見込みにより下田辺排水路改修工事に係る農業水路等長寿命化防災・減災事業工事請負費143万7,000円を減額計上、52ページお願いします。18節負担金補助及び交付金で、国の追加補正の関係で、かんがい排水事業の県営高度水利機能確保基盤整備事業負担金を1,167万5,000円増額、県営ため池等整備事業負担金、原1群、世古・坂本1群地区に係る事業を2,100万円増額をいたしております。

53ページをお願いします。

7款商工費も、各事業費精査による増減でございますが、1項2目商工振興費において、ふるさと応援寄附金の実績見込みにより、7節報償費、ふるさと応援寄附金等報償金1,584万8,000円及び11節役務費、通信運搬費451万8,000円を減額、また、18節負担金補助及び交付金では、国の重点支援地方交付金を活用し、追加の物価高騰対策として春たまネーキャンぺン事業経費3,000万円を追加補正し、繰越明許を対応いたしたく計上するものであります。

54ページをお願いします。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持修繕費は、緊急自然災害防止対策事業分の減額はあるものの、工事発注の平準化対策分2,000万円の追加により相殺し、14節工事請負費1,631万6,000円を増額補正し、繰越明許対応計上等するものでございます。

55ページ、3目道路新設改良費、12節委託料において、佐田山新田線の県協議に係る設計業務を単価契約による発注としたため皆減、防災安全交付金事業で、田丸宮古線の道路改良事業の追加分について、予算確保に至らなかったため減額し、合わせて1,002万9,000円の減額、14節工事請負費においても同様に、防災安全交付金事業に係る予算確保に至らなかったもの4,400万円分を減額、16節公有財産購入費、土地購入費では、町道下田辺1号線道路改良事業で、想定より用地単価が安価となったため344万9,000円を減額をいたしております。

56ページお願いします。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、12節委託料において、実績精査により232万4,000円の減、18節負担金補助及び交付金では、県の内示額に合わせて大仏山公園整備負担金246万円を減額、57ページからの5項住宅費も事業精査によるもので、説明欄記

載のとおり増減をいたしております。

9款消防費についても実績精査により増減をいたしておりますが、1項消防費、1目常備消防費、12節委託料では、人事院勧告に伴い、広域消防委託料295万円増額でございます。

59ページ下段、10款教育費、1項教育総務費から3項中学校費におきましても、精算見込みより増減をいたすものでございます。

61ページお願いします。

同款2項小学校費、1目学校管理費で10施設需要費修繕料242万3,000円は、田丸小学校の特別支援学級増設に伴う修繕、職員トイレの改修等により増額、62ページ、17節備品購入費では、新年度を迎えるに当たり、児童用の椅子の更新、ワンタッチテントの整備など学校備品、保健備品、給食備品の整備として303万2,000円を追加計上。

64ページお願いします。

同款3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費の修繕料は、武道館の雨漏り、トイレ改修分の追加、実績精査により51万3,000円の増額、給食関係消耗品60万2,000円は、給食食器の更新費の追加、17節備品購入費では、新年度を迎えるに当たり生徒用の机、椅子などの更新及び学校備品、給食備品整備として166万8,000円を増額。

65ページをお願いします。

同項2目教育振興費17節備品購入費では、吹奏楽部の楽器更新のため、クラブ備品購入費135万5,000円を増額計上しています。

65ページ下段からの同款4項社会教育費から5項保健体育費も同様に事業精査となり増減をいたしております。

67ページお願いします。

特に、4項3目文化財費、24節積立金の文化財等管理基金積立金1,350万円は、小林厚様から一般寄附を受けたことに伴い、基金へ積立を行うものでございます。改めて御礼を申し上げたいと思います。

69ページお願いします。

同款5項2目保険体育施設費、10節需用費修繕料は、町営プールのこの夏の運営に向けえ止水弁取替えなどでえ68万円増額、17節備品購入費は、熱中症対策で大型水扇機購入費として12万円を新規計上。

70ページをお願いします。

13節諸支出金、1項公営企業費については、3目介護老人保健施設事業会計支出金で3,000万円の追加、その他は各企業会計の決算見込みにより説明欄記載のとおり繰出金精査を行ったものでございます。

71ページお願いします。

14款予備費は、財源調整により1,185万4,000円を減額し、1,393万5,000円とし、不測の事態に備えるものであります。

次に、歳入の主なものの説明をいたしますので、15ページのほうにお戻りいただきますようお願いをいたします。

1 款町税は精査によるものですが、1 項町民税、1 目個人の2 節滞納繰越分は192万2,000円の減額、2 目法人の現年課税分については、町内企業の決算を受け758万3,000円の増額を見込み、2 項1 目固定資産税の固定資産税滞納繰越分については、調定見込額により242万4,000円の減額、3 項軽自動車税及び4 項たばこ税につきましては、決算見込みにより精査し、16ページ、5 項入湯税につきましては、ふれあいの館の12月からの水道水営業の影響を踏まえた実績見込みにより、293万2,000円の減額といたしております。

2 款地方譲与税から、19ページ、10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金までは、確定及び交付実績、見込み等により、それぞれ補正したものであり、18ページ、7 款地方消費税交付金は3,300万円の増と、大きく増額をいたしたところでございます。

19ページをお願いをします。

12 款地方交付税については、12 月にあった再算定の追加交付及び特別交付税の増額見込み分により1 億5,301万7,000円の増額計上といたしております。

下段、14 款分担金負担金、次ページ、15 款使用料及び手数料も、年度末見込みにより説明欄記載のとおり増減をいたしたところでございます。

21ページをお願いします。

16 款国庫支出金から25 ページまでの17 款県支出金は、歳出でご説明申し上げた事業の見込実績による財源精査でございます。特に、16 款1 項1 目民生費国庫負担金、1 節児童手当費国庫負担金で721万円の減、3 節障害者福祉費国庫負担金では1,887万円の増、4 節児童福祉費国庫負担金では694万4,000円の増額といたしております。

同款2 項1 目総務費国庫補助金、1 節の社会保障・税番号制度事業等国庫補助金346万7,000円は、法改正に伴うシステム改修実施に係る交付額による増額、2 節の地方創生交付金は、低所得者支援定額減税補足給付金分の2,714万円の減、今回、国の補正予算に伴う重点支援地方交付金3,008万円の追加、相殺をいたしまして、補正額294万円といたしたところでございます。

4 目土木費国庫補助金、1 節の道路整備事業国庫補助金では、要望手続した防災安全交付金を2,750万円減額し、2 節住環境整備事業国庫補助金は交付決定、実績精査により367万9,000円減額をしております。

5 目教育費国庫補助金では、防音維持費助成金を実績精査により小学校費・中学校費合わせまして427万3,000円円の増額。

23 ページ、17 款県支出金、1 項県負担金、特に民生費県負担金につきましては、国庫負担金同様の県事業持分の計上でございます。

24 ページをお願いします。

2 項2 目民生費県補助金では、実績精査により、みえ子ども・子育て応援総合県補助

金の139万円の減額、3目衛生費県補助金では、実績見込みにより、太陽光発電設備等設置費県補助金の159万4,000円の減、4目農林費県補助金、1節農業費県補助金は、土地改良事業費県補助金191万9,000円の減額のほか、合わせて287万2,000円を減額、6目教育費県補助金は、1節社会教育費県補助金では、田丸城跡石垣修復工事に係る地域文化財総合活性化事業県補助金を700万円増額をいたしております。

25ページをお願いします。

18款財産収入、1項財産運用収入の2目利子及び配当金は、実績見込みにより増減をいたしております。

26ページ、同款2項財産売却収入、1目不動産売却収入では、田丸地内の普通財産土地売却に伴い129万7,000円を増加計上、19款1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金では、ふるさと応援寄附金の実績見込みにより5,800万円を減額、今年度見込額を1億200万円にする一方、渡辺パイプ株式会社様より企業版ふるさと応援寄附金1,100万円を頂くことになり、390万円の増額計上、4目教育費寄附金では、小林厚様から1,350万円を小林邸に係る文化財関連事業の一般寄附としていただき、既収入と調整し、1,349万9,000円を増額計上したものでございます。改めて御礼を申し上げます。

下段から29ページの20款繰入金及び22款諸収入についても、決算見込みにより説明欄記載のとおり増減でございます。

特に、28ページ、5項雑入、2節児童福祉施設費収入、保育所職員給食材料費は、実績見込みにより421万8,000円の減額といたしております。

29ページ、23款町債につきましては、第3表地方債補正で、歳出で申し上げたとおり事業精査により補正計上をいたしております。

以上、雑駁でございますが補足説明等させていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 所管いたします3議案につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第11号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ14万5,000円を減額するものであります。失礼いたしました。先ほど補正予算第3号と申し上げましたが、第4号に訂正をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費につきまして、予算を翌年度に繰越執行するもので、7款諸支出金、1項直営診療施設繰出金4,000万円につきまして、電子カルテシステム購入に係る補助金交付決定の影響から、3月末に事業完了が見込めないことから、繰越明許をお願いするものであります。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

予算書9ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険料は、年度末までの被保険者の移動、収納見込みから、現年度分について85万5,000円増額、滞納繰越分について23万円減額をいたしました。

3 款県支出金については、年度末までの保険給付費の実績見込みから、普通交付金を3,114万3,000円減額、特別交付金では、各項目の交付決定によりまして2,911万5,000円増額し、合計で202万8,000円減額いたしております。

10ページをお願いします。

5 款繰入金は、説明欄記載のとおり、年度末精査により減額をいたしております。

6 款繰越金では、前年度決算に基づき71万1,000円を増額し、補正後の予算額を2,928万8,000円といたしております。

7 款諸収入におきましても、説明欄記載のとおり、年度末精査により増額をいたしました。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費及び2 項徴収費は、年度末精査を行ったものであります。

2 款保険給付費は、1 項療養諸費から12ページの2 項高額療養費まで、年度末実績の見込みから各項目を減額いたしております。

3 款国民健康保険事業納付金は、県支出金減額に伴いまして財源内訳を変更いたしました。

4 款保険事業費、1 項保険事業費では、主に成人病健診の受診人数の実績から委託料を170万9,000円減額いたしております。

13ページ、7 款諸支出金、2 項繰出金は、先ほど第2 表繰越明許費のところの説明をいたしました電子カルテシステム購入に係る玉城病院への繰出金4,000万円を新規に計上いたしております。

8 款予備費を657万5,000円減額し、調整をいたしております。

続きまして、議案第13号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ7,068万9,000円減額するものであります。

それでは、歳入から説明させていただきます。

予算書7ページをお願いします。

1 款保険料は、年度末までの被保険者の移動、収納見込みから85万円減額といたしました。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金から9ページの6 款繰入金、1 項一般会計繰入金においては、交付決定及び保険給付費、地域支援事業費の実績見込みによりまして、各項目を増減いたしております。

6 款2 項基金繰入金は、年度末までの収支見込みから介護給付費準備基金繰入金2,000万円を皆減いたしております。

10ページにかけて、8 款諸収入につきましても、年度末精査を行い、各科目を増減い

たしました。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

11ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費から12ページ、4項推進協議会費は、年度末精査を行い、各科目を増減いたしております。

2款保険給付費は、介護サービス等給付費等の実績見込みにより9,362万2,000円減額し、13億9,883万5,000円といたしております。

13ページの3款地域支援事業費は、地域包括支援センターの運営に係るものをはじめ、介護予防事業などの実績見込みにより精査をいたし、333万円減額し、7,369万4,000円といたしております。

14ページ、5款1項基金積立金は、介護サービス等給付費等の減額によりまして、2,432万8,000円を増額し、2,432万9,000円といたしております。

6款諸支出金は、年度末精査を行い、19ページ、7款予備費を621万9,000円増額し、調整をいたしております。

続きまして、議案第14号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出それぞれ872万3,000円増額をいたすものであります。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

予算書7ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料は、年度末までの被保険者の移動、収納見込みから、特別徴収保険料について13万5,000円減額し、普通徴収保険料については、1,333万7,000円増額をいたしております。

3款繰入金は、年度末精査を行い、事務費繰入金では、8ページの4款諸収入、3項雑入、過年度療養給付費市町負担金335万4,000円の増額及び9ページ、歳出での2款後期高齢者医療広域連合納付金206万2,000円の減額などによりまして、579万1,000円を減額、保険基盤安定繰入金におきましても、年度末精査により213万8,000円を減額いたしたところでございます。

8ページにかかけまして、4款諸収入につきましても、年度末精査を行いました。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

1款総務費では年度末精査をいたしております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金、負担金等の過不足調整として1,075万3,000円を増額し、3億7,935万3,000円といたしております。

10ページ、諸支出金につきましても年度末精査を行い、4款予備費を174万8,000円減額し、調整をいたしました。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中参事。

○産業振興課長（里中 和樹） それでは、産業振興課が所管いたします議案第12号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

それでは、予算書7ページをお開きください。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料において50万円の減額をいたしております。その内容として、利用者は去年以上にお越しいただいております、心から感謝申し上げます。ただ、温水営業に伴う割引料金の影響で、今回の減額補正となっております。引き続き利用者拡大に努めてまいります。

8ページをお願いいたします。

歳出、1款管理運営費、1項管理運営費、1目監理運営費において58万9,000円の減額をいたしております。その内容の主なものといたしまして、まず、10節需用費、説明、修繕料187万1,000円の増額、こちらはろ過器や水回りなどの修繕、光熱水費106万3,000円の増額は、上下水道料金や電気量の使用量増に伴うものでございます。

26節公課費、説明、入湯税293万1,000円の減額、こちらは使用料に連動して減額とするものでございます。残りの科目につきましては、年度末に伴う過不足調整でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） それでは、所管いたします議案第15号、17号の2議案について補足説明をさせていただきます。

議案第15号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え、収入、支出の調整及び決算見込みの調整を図ったものであります。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

まず、第2条、業務量におきまして、年間患者数の精査を行い、入院患者数を1万7,433人、外来患者数を2万21人とそれぞれ見込み、1日平均患者数を入院で47.8人、外来で82.7人といたすものであります。

続きまして、主な建設改良事業におきましては、機器整備としてミーティングボードの購入費用を補正計上をいたしております。

第3条、収益的収入及び支出におきまして、収入で699万2,000円を減額し、総額7億6,170万5,000円に、支出で2,684万6,000円を減額し、総額を8億3,200万4,000円といたすものであります。この詳細につきましては、5ページからの補正予算（第2号）実施計画によりご説明申し上げます。

5ページ、実施計画をお開きいただきますようお願いいたします。

収益的収入及び支出、まず収入でございますが、第1項の医業収益につきましては、業務量の精査により、1目入院収益978万2,000円の減額、2目外来収益2,195万8,000円の減額、3目その他営業収益で、予防接種費用、健診業務など、公衆衛生活動収益を含めまして1,020万8,000円の増額、医業収益補正予定額2,153万2,000円を減額し、医業収益の総額を6億2,366万3,000円といたしております。

第2項医業外収益につきましては、2目他会計補助金、一般会計からの運営費補助として55万4,000円の減額、3目負担金交付金、地方公営企業法によります繰入れ基準により、83万1,000円の減額、8目補助金、医療機関における賃上げ、物価上昇に対する支援金と生産性向上・職場環境整備等に対する支援金を合わせ1,554万円の新規計上。医業外収益の補正予定額1,424万円を増額し、医業外収益の総額を1億2,974万2,000円といたしております。

第3項特別利益につきましては、三重大学医学部運動器外科学研究講座への支払いのため、町からの補助として30万円を増額計上いたしております。

続いて、6ページをお開きいただきますようお願いいたします。

支出でございますが、第1項の医業費用、第2項の医業外費用、第3項の特別損失でそれぞれの費目について精査をし、説明欄記載の金額を補正いたすものでございます。

第1項の医業費用において、1目給与費では、職員の増減政策などにより239万6,000円の減額、2目材料費では発熱外来の減少による検査材料の精査を行い、薬品費、診療材料費ともに減額し、1,543万6,000円の減額、3目経費では、賃借料の減額は、人工呼吸器などの使用実績の精査、委託料の減額は、検体検査、医療廃棄物処理などの外注実績の減少などを含めまして、各品目の過不足の調整をいたし、858万7,000円の減額、6目研究研修費につきましては、予定をしておりました研修会、学習会は感染症対策などにより、引き続きウェブ開催となったことにより110万8,000円の減額をいたすものであります。

2ページへお戻りいただきますようお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出におきまして、収入で71万円を増額し、総額2億3,054万1,000円、支出で77万5,000円を増額し、総額を2億6,254万8,000円といたすものであります。この詳細につきまして、ご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきますようお願いいたします。

資本的収入及び支出、まず支出でございますが、1目備品購入費として、ミーティングボードの購入費用121万円を含め、電子カルテシステム、医療用画像用システム、医療機器購入の精算であります。

続いて、収入でございますが、2項企業債、電子カルテシステムなど医療機器購入の精査に伴い、起債借入額50万円の減額、第5項国県補助金は、生産性向上・職場環境整備等に対する支援金として121万円を新規計上といたし、先ほど支出で説明をしました

ミーティングボードの購入費用にこの支援金を活用し、整備いたします。

2ページへお戻りいただきますようお願いいたします。

第5条は、起債の限度額を1億5,790万から1億5,740万円といたすものであります。

次に、3ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第6条、第7条でございますが、先ほど申し上げました今回の補正予算によりまして既決予定額をおのおの改めるものでございます。また、予算書8ページに令和7年度玉城町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書を掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第15号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いをいたします。

続きまして、議案第17号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、病院事業会計と同様に、年度末を控え各種事業の年間利用者数を見込み、実績精査をし、収入、支出の予算調整をいたしたものであります。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第2条の業務量の予定量でございますが、長期入所におきまして、日平均40.5人、年間見込みを1万4,783人、短期入所につきましては日平均3人、年間見込み1,112人、通所、日平均16.5人、年間見込み5,074人、訪問看護、日平均13.8人、年間見込み3,344人、訪問介護、日平均10.7人、年間見込み2,592人、居宅介護支援、月平均71.7人、年間見込み861人と改めるものでございます。区分、補正予定人数等につきましては、記載のとおりであります。

2ページの第3条収益的収入及び第4条資本的収入及び支出の予定補正につきましては、5ページからの補正予算（第2号）実施計画でご説明申し上げます。

予算書5ページ、実施計画をお開きいただきますようお願いいたします。

収益的収入及び支出、まず収入ですが、1項施設営業収益から5項居宅介護支援営業収益につきましては、先に申し上げました利用者数の見込みに基づき、実績の見込額を年間で精査いたすものであります。利用者見込み数の減少要因につきましては、1項施設営業収益は、長期入所では新規入所者数は1定数あるものの、他の施設、在宅への対処や、お亡くなりになられた方が同数程度あったことが主な要因であります。

2項通所営業収益、3項訪問看護営業収益については、昨年2月に理学療法士を1名確保できたことと、アンケートの実施結果に基づき業務改善に取り組んだことにより、1日平均利用者数は令和6年度決算を上回る見込みであり、利用者数受入れの回復に努めさせていただきました。

5項居宅介護支援営業収益については、介護支援専門員、ケアマネの退職により、その後の人員確保ができなかったことによる利用者数の減少が要因であります。

6項の営業外収益につきましては、他会計補助金として一般会計からの運営費補助3,000万円と、生産性向上・職場環境整備等に対する支援金18万円などを増額補正いたしております。

事業収益全体で2,589万4,000円を減額し、総額を3億8,087万9,000円といたすものであります。

6ページをお開きいただきますようお願いいたします。

6ページから8ページにかけ、各事業費用も各項各目にわたり、経費等を備考欄記載の内容で精査いたしております。主なものといたしましては、1項施設営業費用、1目給与費の減額については、職員の部署異動、退職等によるものでございます。

2目材料費、3目経費につきましては、各費目の過不足の調整をいたしております。

2項通所営業費用、1目給与費の減額につきましては、職員の部署異動、退職等によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

3項訪問看護営業費用、3目経費の備品消耗品の増額につきましては、生産性向上・職場環境整備等に対する支援金を活用し、パソコン端末を整備いたします。

8ページをお願いいたします。

5項居宅介護支援営業費用、1目給与費の減額につきましては、職員の退職により減額するものであります。

6ページをお願いいたします。

事業費用全体で3,103万7,000円を減額し、総額を3億8,939万9,000円といたすものであります。

9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、まず支出でございますが、1目固定資産取得費、受水槽の改修工事の精算として187万3,000円を減額し、支出総額を321万5,000円といたすものであります。

続いて収入でございますが、第3項企業債、受水槽改修工事の精算に伴い、起債借入額の196万円減額と合わせ、196万1,000円を減額し、収入総額を256万3,000円といたすものであります。

予算書3ページへお戻りいただきますようお願いをいたします。

第5条は、起債の減額限度額を396万円から200万円といたすものであります。

第6条、第7条でございますが、先ほど申し上げました今回の補正予算によりまして既定額をおのおの改めるものでございます。

また、予算書10ページに令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計予定キャッシュ・フロー計算書を掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第17号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いをいたします。

願いをいたします。

○議長（小林 豊） 上下水道課 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） それでは、所管いたします2議案について補足説明をいたします。

議案第16号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量の補正と年度末の精査に基づいて予算調整を行うものとなります。

予算書1ページをお願いいたします。

第2条において、業務の予定量として年間給水量で5,000立方メートル、1日平均給水量で14立方メートルの増加を見込み、これに伴う収益的収入及び支出の予定額を第3条において補正し、2ページにおいて、第4条で資本的収入及び支出の予定額、第5条で職員給与費の予定額、第6条で他会計からの補助金額をそれぞれ改めるものであります。

詳細について、3ページからの補正予算実施計画をお開きください。

収益的収入及び支出の部、収入では、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益で、年間給水量の増加に伴い557万円を増額、2目受託工事収益及び4目その他営業収益では、説明欄記載の内容でそれぞれ減額をし、2項営業外収益では、1目受取利息及び配当金、2目雑収益及び3目長期前売金戻入において、説明欄記載の内容でそれぞれ増額をしております。

支出では、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水費で、動力費を主とし458万1,000円を減額、2目配水費では、動力光熱水費及び修繕料を主として90万1,000円を減額、3目受託工事費では、給水工事費を主として76万5,000円を減額しております。

次ページをお願いいたします。

4目総係費では、委託料を主として412万円を減額、5目原価償却費において説明欄記載の内容で811万3,000円を減額し、6目資産減耗費では10万円を増額しております。2項営業外費用、3目消費税においては、収支精査の結果、400万円を増額するものです。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の部、収入では1款資本的収入、1項分担金、1目分担金で加入者分担金の収入実績に基づき91万6,000円を減額、2項繰入金では、1目他会計繰入金を皆減とするものです、支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目水道拡張費及び2目原水及び配水施設費で、委託料及び工事費や工事請負費の精算に伴い、合わせて4,707万2,000円を減額、2項固定資産購入費においても、年度末精査により、1目3目を合わせ11万8,000円を減額しております。

なお、7ページには、この補正予算に基づく予定キャッシュ・フロー計算書を添付し

ておりますので、併せてご覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案第16号の補足説明といたします。

続きまして、議案第18号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末の精査に基づいて予算調整を行うものとなります。

予算書1ページをお開きください。

第2条において、収益的収入及び支出の予定額、1ページ下段から2ページにおいて、第3条で資本的収入及び支出の予定額、第4条で企業債の借入限度額、第5条で職員給与費の予定額、第6条で他会計からの補助金の額をそれぞれ改めるものであります。

詳細について、3ページからの補正予算実施計画をお開きください。

収益的収入及び支出の部、収入では、1款下水道事業収益、1項営業収益、2目その他営業収益で、年度末精査に基づき33万円の増額、2項営業外収益では、1目受取利息及び配当金で1万7,000円の増額、5目長期前受金戻入では、年度末精査に基づき72万6,000円を減額し、3項特別利益では、1目過年度損益修正益で、宮川流域下水道維持管理市町負担金の決算余剰金収入として1,726万2,000円を増額しております。

支出では、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で、委託料、修繕費及び工事費等の精査により、併せて1,139万2,000円を減額、次ページをお願いいたします。

2目処理場費で、委託料を主として128万9,000円を減額、3目総係費で、委託料負担金を指定して1,006万1,000円を減額、4目流域下水道費で、排水予定量の精査により759万円を減額、5目減価償却費で、説明欄記載の内容で67万8,000円を減額し、6目資産減耗費では20万円を減額するものとなります。

また、3項特別損失では、1目過年度損益修正損で、実績に基づき100万円減額しております。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の部、収入では、1款資本的収入、1項企業債、1目下水道事業債では、事業精査及び宮川流域下水道市町負担金の精査により3,200万円を減額。

2項補助金では、1目国庫補助金で、公共下水道事業の精査により462万円を減額、2目県補助金で、農業集落排水事業における精査に伴い187万8,000円を増額、3目他会計補助金では、公共下水道事業、農集事業に係る一般会計補助金を合わせて144万9,000円減額。

3項負担金では、1目受益者負担金で、事業精査により238万3,000円の増額、2目工事負担金で5万5,000円を減額。

4項基金繰入金では、説明欄記載の内容で6万円を増額。

5項還付金では、流域下水道事業に係る清算還付金として5,000円を増額しております。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目管路施設費で、本年度事業の精査

を主なものとして3,554万4,000円を減額。2目処理場施設費では、委託料、修繕費、工事請負費の精査として、合わせて145万円を増額するものです。

なお、6ページには、この補正予算に基づく、予定キャッシュ・フロー計算書を添付しておりますので、併せてご高覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案第18号の補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明が終わりました。

途中ですが、ここで10分ほど休憩したいと思います。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

◎日程第23 議案第19号ないし日程第31 議案第27号

○議長（小林 豊） 次に、日程第23、議案第19号 令和8年度玉城町一般会計予算ないし日程第31、議案第27号 令和8年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第19号 令和8年度玉城町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

今回の令和8年度玉城町一般会計予算は、骨格予算として編成をいたしておりますが、緊急に整備が必要なもの、継続事業となっているものなどは予算計上しておりますので、ご了承を賜りたいと思います。

令和8年度の一般会計予算につきましては、総額73億3,800万円で、前年度当初予算比で3億5,300万円の減額となっています。

歳入の主なものから説明をいたします。

まず、町税では、前年度当初予算と比較して3,009万6,000円の増額に、率にして1.4%増の21億7,199万6,000円を計上しています。

譲与税及び交付金では、過去の実績や国の地方財政計画を踏まえ、それぞれの収入額を見込んでいます。

国庫支出金では、前年度当初予算と比較して、金額で2億2,142万5,000円減額の7億9,688万2,000円を計上しています。

減額の要因といたしましては、レジリエンス事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等国庫補助金や地方創生推進事業に係る地方創生推進交付金の減額が主なものであります。

繰入金では、財源調整による財政調整基金のほか、町債管理基金、ふるさと応援基金、公共施設整備基金などからの繰入額を計上しています。

町債では、レジリエンス推進事業による防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や脱炭素化推進事業債の減額があるものの、デジタル活用推進事業債の新規計上のほか、有田小学校校舎の長寿命化改修工事による公共施設等適正管理推進事業債などの増額などにより、0.8%増の6億2,450万円としています。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

総務費では、前年度当初予算と比較して49.8%減の7億7,380万5,000円を計上しています。

標準化に伴う情報システム関連経費が増額しているものの、庁舎レジリエンス推進事業や参議院議員・知事・町長及び町議会議員選挙費の減額などにより、減額補正となっています。

民生費では、6.3%増の27億4,406万1,000円を計上しています。

主な要因としましては、心身障害者福祉費の扶助費の増額、児童福祉総務費の人件費増額などにより増額するものであります。

衛生費では、0.3%減の4億9,493万7,000円を計上しています。

主な要因としましては、予防費における妊婦予防接種委託料の新規計上はあるものの、地球温暖化対策実行計画策定委託料の皆減などによるものであります。

農林水産費では、6.3%減の1億8,191万円を計上しています。

農地費において、農業水路長寿命化・防災減災事業工事請負費などの減額によるものです。

商工費では、ふるさと応援寄附に係る報償費の減額などにより、16.1%減の1億2,090万7,000円を計上しています。

土木費では、24.5%減の4億4,450万1,000円を計上しています。

骨格予算編成に伴い、道路新設改良、外城田川河川改修費については、当初予定計画分の工事費計上によるものです。

消防費では、消防操法大会への出場に係る経費の新規計上等により、9.2%増の3億293万8,000円を計上しています。

教育費においては、小・中学校管理費において、学校給食材料費及び有田小学校校舎改修工事請負費を新たに計上し、入学祝金、中学校卒業祝金及び学校給食補助金の継続、文化財費では、田丸城跡の石垣修復工事請負費の減額などにより、教育費全体では50.9%増の10億3,785万3,000円を計上しています。

公債費では、13.0%増の5億5,536万9,000円を計上しています。

なお、詳細は副町長から説明をさせます。

次に、議案第20号 令和8年度玉城町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額は、それぞれ15億1,556万9,000円で、前年度当初予算と比較して3.5%減となっております。

主なものとして、保険給付費では、前年度当初予算と比較し2.1%減の10億904万1,000円、国民健康保険事業納付金では、8.6%減の3億8,689万4,000円を計上しております。

被保険者の健康の保持増進・疾病予防のため、成人病予防検診、特定健康審査、特定保健指導に積極的に取り組み、医療費の抑制、適正化に努めてまいります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第21号 令和8年度玉城町山村振興事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

令和8年度予算につきましては、アスピア玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出予算総額を4,960万円とし、前年度当初予算と比較いたしまして約2%の増となっております。

引き続きアスピア玉城全体を農村地域資源を活用した集客交流振興施設としてご利用いただけるよう、創意工夫を凝らし、サービス向上を図ってまいります。

なお、詳細は産業振興課長から説明をさせます。

次に、議案第22号 令和8年度玉城町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

令和8年度は、第9期介護保険事業計画の最終年度であり、歳入歳出予算総額を、それぞれ16億9,481万8,000円とし、前年度当初予算と比較し4.1%増となっております。

主なものとして、保険給付費では、前年度当初予算と比較し3.5%増の10億4,450万円、介護予防、認知症施策等の地域支援事業費では、1.0%減の7,893万3,000円を計上しております。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第23号 令和8年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億1,214万7,000円で、前年度当初予算と比較し、10.3%増となっております。

なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第24号 令和8年度玉城町病院事業会計予算について提案理由を申し上げます。

令和8年度におきましても、玉城病院は保健・福祉・介護の拠点施設として、関係機関と連携し、特に高齢化社会に対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、治療のみならず健康づくりなどの保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉介護サービスを総合的・一体的に展開する医療ケアを実践していきます。

引き続き、感染症対策を継続し、地域で求められる医療を提供するため、診療体制を確保しながら、スタッフ一同力を合わせ、患者サービスの向上に努めるとともに、さらなる効率化、健全経営をするべく努力してまいります。

令和8年度は、業務の予定量として、年間延べ患者数を入院1万7,885人、外来2万1,931人とそれぞれを見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を予定いたしております。

収益的収支でございますが、事業収益7億7,601万6,000円、事業費用8億9,233万6,000円を計上いたしました。

資本的収支につきましては、収入で4,513万円を見込み、収支では企業債償還金として9,026万2,000円を計上し、不足する額4,513万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填する計画です。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明させます。

続いて、議案第25号 令和8年度玉城町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

上水道は、町民が健康で豊かな生活を営む上で、良質かつ安全で安定した水の供給が常に求められるところであり、日常生活や社会経済活動に欠かせない重要なライフラインであることから、施設の老朽化や地震など自然災害への対策として更新及び耐震化、給水人口の減少や施設規模の再構築など、様々な社会情勢の変化に対応していかなければなりません。

こうした状況の中、施設の適正な維持管理による安心・安全な水道水の供給を行い、強靱で持続できるサービスの確保に今後も努めてまいりたいと考えています。

令和8年度の予算の収益的収支は、収入で3億2,344万9,000円、支出で2億9,952万5,000円を予定しています。

年間給水量は196万立方メートルを見込み、収入における営業収益で3億238万9,000円を計上しています。

営業外収益では、長期前受金戻入に受取利息及び配当金など2,106万円を計上しています。

支出においては、営業費用で2億7,110万4,000円、営業外費用で1,833万3,000円、特別損失で8万8,000円、予備費として1,000万円を計上しており、収支差引きで2,392万4,000円の純利益を見込んでおります。

次に、資本的収支は、収入で、分担金・繰入金により576万8,000円を見込み、支出では、配水管更新事業に向けた詳細設計費用を含めた建設改良費、固定資産購入費及び償還金を合わせて2,951万5,000円を計上しています。

資本的収入が資本的収支に対して不足する額2,374万7,000円につきましては、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第26号 令和8年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について提案理由を申し上げます。

介護老人保健施設ケアハイツ玉城は、令和8年度におきましても感染症防止対策を継続しながら、地域の方々が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築における介護・在宅サービス部門であることを念頭に、地域の皆様から必要とされる施設となるようサービスの向上と職員の研さんを積み重ね、年間を通じて経営の安定化に努めてまいります。

さて、令和8年度の業務予定量を事業所ごとにそれぞれ見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を予定しています。

収益的収支でございますが、事業収益3億8,058万円、事業費用3億9,895万2,000円を計上いたしました。

資本的収支につきましては、収入で65万7,000円を見込み、支出では、企業債償還金として131万6,000円を計上し、不足する額65万9,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填する予定です。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第27号 令和8年度玉城町下水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

公共下水道及び農業集落排水施設は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に必要な不可欠な生活基盤の根幹を支える重要な施設です。

令和8年度は、管路施設の整備及び汚水処理施設の付帯機器等を更新する予定です。また、同施設の適正な維持管理についても引き続き努めます。

令和8年度の予算の収益的収支は、収入で6億1,935万6,000円、支出で6億2,032万2,000円を予定しています。年間総排出量を公共下水道と農業集落排水施設と合わせて142万5,800立米と見込み、収入における営業収益で2億1,673万1,000円を計上しています。

また、営業外収益では、一般会計補助金、長期前受戻入など4億262万4,000円を計上しています。

支出においては、営業費用で5億3,750万円、営業外費用で8,077万1,000円、特別損失で5万1,000円、予備費として200万円を計上しています。

次に、資本的収支における収入では、企業債及び補助金、負担金、基金繰入金を合わせて1億8,308万7,000円を見込み、支出では、建設改良費、事業債に係る償還金等を合わせて3億8,359万8,000円を計上しています。

資本的収入が、資本的収支に対して不足する額2億51万1,000円については過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

以上、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 議案第19号 令和8年度一般会計予算について補足説明を申し上げます。

今年度は、骨格予算にて義務的経費、継続事業、緊急に整備が必要なもので編成したものでございますので、ご留意をお願いをいたします。

予算書に沿って説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

第1条第1項一般会計の総額でございますが、前年度当初予算比3億5,300万円の減額、率にして4.6%減、73億3,800万円の予算編成となりました。

第2項では、款項の区分等の金額を3ページ以降にございます第1表歳入歳出予算のとおり定めるもので、議決対象とするものでございます。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債、別表でご説明を申し上げます。

第4条一時借入金、最高額を5億円とするものでございます。

第5条歳出予算の流用の特例を定め、第6条では預金債権と地方債債務の相殺を定めるものであります。

10ページをお願いします。

第2表債務負担行為は、1、度会土地開発公社が金融機関等から借入れる借入金に対する債務保証として、借入金5,000万円と利子に相当する額を限度額として設定をしております。

次ページ、第3表地方債、1、公共事業等債5,960万円は、町道田丸宮古線道路改良工事に係る防災安全交付金事業及び橋梁長寿命化に伴う計画更新、橋梁7か所の維持修繕等の道路メンテナンス事業及び県営かんがい排水事業、県営ため池等整備事業、県営農村地域防災減災事業、県営公園整備事業の大仏山公園整備負担金に、2、緊急防災・減災事業債1,090万円は、三重南消防指令センター分の広域消防連携・協力推進事業で広域消防委託料に、3、公共施設等適正管理推進事業債4億500万円は、有田小学校校舎改修等事業に、4、緊急自然災害防止対策事業債1億4,000万円は、外城田川の災害防止対策に係る河川整備事業及び田丸土羽線ほか町内各路線の道路補修事業に、5、緊急浚渫推進事業債500万円は、外城田川浚渫事業に、6、デジタル活用推進事業債400万円は、法改正に伴う納付書e L-QR対応に係るシステム改修業務委託料で計上、各目的事業の限度額、また、利率5%以内で証書借入できるよう設定をいたしております。

地方債合計6億2,450万円は、前年度対比0.8%の増でございます。

なお、地方債の令和8年度末現在高見込みにつきましては、123ページに掲載をしておりますが、62億5,888万2,000円を見込んだところでございます。

歳入歳出予算事項別明細書の説明につきましては、骨格予算でもありますので、新規計上及び前年度比較で大きなものを中心に説明を申し上げます。

歳入から説明をさせていただきますので16ページをお願いします。

まず、自主財源の根幹をなす1款町税全体で1.4%増の21億7,199万6,000円を計上い

たしました。

まず、1款1項1目個人町民税において、人件費の上昇等に伴う所得割の伸びを考慮し、前年度より、2,135万3,000円増の7億3,991万9,000円を計上、2目法人町民税は、昨年の申告実績を勘案し、1,073万円増の1億9,878万1,000円を見込んだところでございます。

2項1目固定資産税は、昨年の課税標準額からの微増を見込み、全体で434万7,000円増の10億5,481万7,000円を計上、3項軽自動車税では、税制改正に伴う軽自動車税環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止となることから、令和8年2月、3月分のみ90万2,000円を計上いたしましたところであります。なお、この減収分につきましては、地方特例交付金で手当をされております。

2目種別割については、課税台数を見込み、次ページ、6,540万7,000円を計上いたしましたところであります。

17ページ、4項たばこ税は、前年度の実績見込みから280万8,000円減の1億340万5,000円を計上。

5項入湯税は、ふれあいの館の入湯者数によるもので、現在、水道水営業の影響はございますが、前年度と同額の855万円を見込んだところであります。

2款地方譲与税から、19ページ、6款法人事業税交付金までにつきましても、前年度実績見込み、国の地方財政計画を考慮し、それぞれ増減をいたしましたところであります。

7款地方消費税交付金は、前年度実績見込み、地方財政計画により2,200万円増の4億1,000万円を、8款ゴルフ場利用税交付金につきましては、140万円減の700万円を見込んでいます。

20ページをお願いします。

9款環境性能割交付金は、自動車取得税に代わり自動車の取得の際に課税された自動車税環境性能割が交付されるもので、前年度から70万円減の1,350万円を計上。

11款地方特例交付金につきましては、さきに申しあげました軽自動車税環境性能割の廃止に伴う減収分を国が全額補填することから、その見込額として507万2,000円を。

12款地方交付税につきましては、国の地方財政計画及び基準財政需要額の伸びを勘案し、率にして5.5%、1億700万円増の20億4,000万円を見込んだところであります。

21ページをお願いします。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産費分担金は、前年度実施の農道水路等長寿命化・防災減災事業が終了することから減額し、口開け計上。

2項負担金、2目民生費負担金は、保育料の対象人数の増加及び老人ホーム入所者負担金等により、765万5,000円の増で3,060万1,000円を。

22ページからの15款使用料及び手数料は、23ページにかけて、実績見込みにより説明欄記載のと通りの計上でございます。

23ページをお願いします。

下段16款国庫支出金、1項国庫負担金では、1目民生費国庫負担金で、対象児童数減により1節児童手当国庫負担金は前年度比932万円減額しているものの、次ページ、3節障害者自立支援給付費及び障害児入所給付費等国庫負担金の増額などにより、項の計といたしまして3,527万2,000円増の6億2,559万円を計上をいたしております。

24ページをお願いします。

同款、2項国庫補助金は、1目総務費国庫補助金で、地方創生交付金、庁舎レジリエンス推進事業の二酸化炭素排出抑制対策事業費等国庫補助金の皆減、また、社会保障税番号制度事業費等国庫補助金、地域少子化対策重点推進交付金につきましても減額により大幅な減額となったところでございます。

2目民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に伴う子ども・子育て支援事業の国保会計、後期高齢者特別会計に係る経費に伴う増であります。

24ページ下段から25ページ上段、3目衛生費国庫補助金は、健康管理システムの改修に係るマイナンバー情報連携体制整備事業の新規計上による増額があるものの、各節の事業費減に伴う減額。

4目土木費国庫補助金は、前年度と同額の事業費を見込み、また、5目教育費国庫補助金は、微減とし、項全体では1億6,628万7,000円を計上。

次に、26ページをお願いします。

17款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、国庫負担金同様、障害者自立支援給付費、障害児通所給付費等の増額でございます。

4目土木費県負担金は、地籍調査事業費増の見込みにより増額、26ページ下段から28ページ、同款2項県補助金の2目民生費県補助金及び3目衛生費県補助金は、各節で事業費増減による額を計上いたしたところであります。

4目農林費県補助金では、土地改良事業費県補助金を大きく減額している一方、2節みえ森と緑の県民税市町県交付金を増額をいたしております。

6目教育費県補助金では、小学校の給食無償化に伴う給食費負担軽減県交付金4,741万8,000円の新規計上。これらにより、次ページ上段の県補助金項の計2,899万5,000円減の2億365万3,000円を計上。

同ページ、同款、3項県委託金は、新規に県議会議員選挙事務委託金の計上はありませんが、国勢調査委託金、知事選挙・参議院議員選挙事務委託金の皆減、項計といたしまして1,607万2,000円減の3,028万4,000円を計上するものであります。

29ページをお願いします。

18款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入で、第1期GIGAスクール情報端末売払収入435万円を新規計上。

30ページ、19款1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金は、前年度の実績寄附件数を精査し、6,000万円減の1億10万円を計上いたしております。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさと応援基金繰入金は、前年度寄附分を今年度の各種事業に充当するもので4,000万円を計上。

2目財政調整基金繰入金6,044万1,000円は、予算調整、歳入不足分の繰入れですが、前年度決算剰余金積立て相当分になるところであります。

3目町債管理基金繰入金は、臨時財政対策債償還基金費として交付税措置された分を含む5,543万4,000円を繰り入れ、公債費に充当。

4目活性化対策事業基金繰入金2,000万円は、商工振興費に充当。

5目公共施設整備基金繰入金4,000万円は、有田小学校校舎改修等工事に充当。

6目育英基金繰入金150万円は、教育費奨学金に充当。

7目文化財等管理基金繰入金は、文化財費の小林邸の維持管理費に充当をいたしております。

31ページをお願いします。

21款繰越金は、前年と同額の3,000万円といたしたところであります。

22款諸収入は、前年度の実績見込みから説明欄記載の金額を計上していますが、次ページ、3項1目貸付金元利収入において、前年同様、国民健康保険特別会計への貸付金元利収入として2,000万円を計上いたしております。

同款5項1目雑入、1節総務管理費収入は、町からの職員派遣に係る三重県地方税回収機構人件費収入を新規計上、2節の保育所職員給食材料代及び保育給食費収入の減、4節新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の皆減、6節教職員給食費収入の新規計上、これらのことから34ページになります。

5項の雑入計8,826万7,000円を計上。

23款町債につきましては、第3表地方債でご説明申し上げました地方債限度額を説明欄記載のとおり計上したものでございますので、省略をさせていただきます。

次に、3、歳出の説明を申し上げますが、開催予定の予算決算常任委員会で、款別各担当課長、室長からの説明、当初予算別添資料にて事業説明いたしますので、ここでは、項単位での比較、目に主なものの補足としますので、ご了承ください。

1款議会費につきましては、説明を省略をさせていただきます。

36ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、人事院勧告に伴う人件費増があるものの当該科目での人数の減により減額。

39ページ、2目文書広報費につきましては、町広報印刷編集業務委託料などの増。

次ページ、3目財政管理費につきましては、財政電算機賃借料の科目変更に伴う皆減により減額。

4目会計管理費についても、職員配置替えによる減額。

41ページ、5目財産管理費では、庁舎レジリエンス推進事業関係経費の減により大きく減額といたしております。

次ページ、24節のふるさと応援基金積立金は、寄附金総額から返礼品費、手数料等必要経費を除いた分として今年度は5,000万円の計上といたしたところであります。

42ページ下段から44ページにかけて、6目企画費は、第4次の計画を策定する男女共同参画計画策定支援業務委託料300万円を新規計上。

44ページ、7目交通安全対策費では、交通安全プログラムに基づき工事請負費のほかを計上。

8目地域情報化推進費では、総合住民情報システム標準化対応経費、内部情報システム関連経費、ガバメントクラウド関連、中間サーバープラットフォーム機器更改経費の計上のほか、総合住民情報システムeL-QR対応経費を新規に計上をいたしております。

46ページ中段から、9目諸費では、安心安全のまちづくりとして、防犯カメラ設置経費、自治区が設置する防犯カメラ設置補助金及び区集会所耐震診断事業補助金などを継続し、進めるものであります。

47ページから48ページ、10目地方創生推進費は、7年度に導入いたしましたLINEを活用したオンライン申請に係る決済代行サービス手数料などを新規計上するほか地域活性化起業人、集落支援員事業に係る関係経費の計上。

48ページ中段、2款1項総務管理費としては、7億4,494万8,000円減、率にして55.9%減の5億8,866万1,000円といたしたところであります。

同款、2項徴税费につきましては、1目税務総務費にて、人件費の組替え精査による減。

50ページ、2目賦課徴収費では、三重県空中写真市町共同撮影事業負担金の新規計上による増額などにより、2項徴税费計の額は276万3,000円増の1億1,085万2,000円でございます。

次に、51ページから52ページにかけての同款、3項戸籍住民基本台帳費は、人件費及び個人番号カード交付事業に係る会計年度任用職員人件費の増額で、52ページの計の欄、178万2,000円増の6,023万5,000円を計上いたしたところであります。

52ページ下段から、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費は、必要経費を計上いたしております。

なお、選挙費では、三重県議会議員選挙の執行が令和9年4月に予定をされております。

統計調査費では、5年に一度の経済センサス活動調査実施年となります。

56ページをお願いします。

○議長（小林 豊） 副町長、すみません、途中ですけれども、昼食休憩を取りたいと思いますので、切りのええところで、昼から民生費からということをお願いできますか。

○副町長（田間 宏紀） はい。

○議長（小林 豊） それでは、補足説明の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩

したいと思います。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(小林 豊) 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の補足説明を求めます。

民生費からお願いします。

副町長。

○副町長(田間 宏紀) それでは、続きまして説明のほう続けさせていただきます。

56ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費で、人件費組替え精査による減額のほか、次ページ、27節繰出金で、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への各種繰出金を計上、また、国庫補助金を活用した子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に伴う事業費分として、子ども・子育て支援金繰出金を新規に計上いたしたところであります。

58ページお願いします。

3目老人福祉費の増額は、度会郡内の輪番で当番となります度会郡老人ホーム入所判定委員報酬を新規に計上いたしております。

59ページ、中段5目国民年金費では、法改正に伴う育児期間における年金保険料免除措置対応及び税制改正対応に係る電算業務委託料116万5,000円を新規に計上。

6目児童手当費の減額は、対象児童数の減により、3億3,963万円の児童手当扶助費を計上。

7目心身障害者福祉費は、60ページになります、第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定に係る障害福祉計画等策定業務委託料330万円を新規に計上するほか、次ページ、19節扶助費において、これまでの実績を踏まえ、主に障害者介護給付費及び障害児通所給付費を大きく増額計上としています。

61ページから62ページ、8目福祉医療費は、前年度の利用実績から特に子ども医療費を増額いたしたところがございます。

63ページ中段、1項社会福祉費項計は、1億785万5,000円増の19億2,454万1,000円の計上であります。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費、人件費の見込みによるものと、65ページになります、令和6年度から実施している放課後児童クラブ・児童館運営管理業務委託料を継続計上。

また、家庭保育による親子の関りを深め、子供の健全育成と子育てに係る経済的負担軽減を図るべく家庭保育給付金を継続実施するため扶助費を計上しています。

2目児童福祉施設費では、人事院勧告に伴う会計年度任用職員保育士人件費の増額であります。

67ページ中段、2項児童福祉費計は、5,429万5,000円の増、率にして7.1%増の8億1,950万7,000円の計上であります。

68ページからの4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は人件費の増額、マイナンバー情報連携体制整備事業国庫補助金を活用し、標準レイアウト改版対応に伴う健康管理システム使用料を新規に計上。また、次ページ、18節で、伊勢広域環境組合負担金と伊勢広域環境組合地方債元利負担金合わせまして1億7,389万3,000円を計上しています。

69ページからの2目予防費は、71ページをお願いします。

12節で、新たに定期接種の位置づけとなるRSウイルスワクチン予防接種に係る妊婦予防接種委託料216万円を新規計上しています。

次に、3目環境衛生費では、次ページになります、リサイクルステーション更新計画による建て替えのため、資源ごみリサイクル物置10基の備品購入費536万3,000円を計上。

73ページ上段、1項保健衛生費計は、4億8,068万7,000円の計上であります。

2項清掃費、1目清掃総務費は、人件費の増額があるものの、5款労働費とともに、前年同規模を計上いたしております。

74ページから6款農林水産費、1項農業費、1目農業委員会費は前年同規模、2目農業総務費は、人件費組替えによる増、75ページからの3目農業振興費は次ページになります。18節で引き続き農業機械購入助成事業補助金400万円と農業機械修繕費支援事業補助金200万円を計上し、農業振興の推進、農業基盤の安定化を図るものであります。

4目畜産振興費は77ページ、7年度の補正対応した姉妹都市産松阪牛素牛導入促進事業補助金を新規計上し、姉妹都市交流とともに、畜産振興を推進します。

5目農地費では、ため池、シシヤ池の農村地域防災減災事業委託料や農業水路等長寿命化・防災減災事業工事請負費を皆減し、18節において、農業集落の維持、活性化、農業施設長寿命化など多面的機能支払交付金、また、原一群地区及び世古・坂本1群地区のための、ため池等整備事業などの県営関連の負担金を事業計上。

78ページ上段になります、6款1項農業費計は、1億6,563万5,000円の計上でございます。

次に、2項林業費、1目林業振興費は、森林環境教育事業委託料を増額計上、また、7年度の補正対応した森林経営管理業務委託料を8年度は宮古地区を対象として新規計上いたしたところであります。

同ページ下段からの7款1項商工費は、次ページになります、2目商工振興費で、ふるさと納税返礼品に係るふるさと応援寄附金等報償金2,800万円を、また、田丸駅交流施設管理事業委託料を増額計上。

18節で、玉城町地域通貨「たまネー」事業の商工会負担金のほか、経営改善普及事業及び指導事業補助金をはじめ各種負担金及び補助金を計上。

80ページ中段、1項商工費計は、1億2,090万7,000円を計上いたしたところでありま

す。

80ページの8款土木費、1項土木管理費は、人件費組替えによる減。

81ページ、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費においては、人件費給料について組替えによる減のほか、会計年度任用職員に係る人件費を新規計上。

82ページ、2目道路維持修繕費は、町単事業はじめ道路メンテナンス事業費国庫補助金と公共事業等債、緊急自然災害防止対策事業債を財源とし執行するもので、目計1億2,110万5,000円の計上。

下段から次ページにかけて、3目道路新設改良費も、防災安全交付金事業で、前年度に続き田丸宮古線の道路改良事業とともに町単道路改良等工事費合わせて8,393万1,000円とし、2項道路橋梁費計の額3,190万4,000円減、2億1,494万3,000円といたしたところであります。

次に、同款3項河川費、1目河川総務費は、83ページ、項計欄で1億3,390万9,000円を計上、前年度に続き緊急自然災害防止対策事業債を活用した外城田川災害防止対策事業を当初計画予定分として1億円計上のほか、緊急浚渫推進事業債の工事費を計上いたしたところであります。

同款、4項都市計画費、1目都市計画総務費では、85ページ、2か年で策定する立地適正化計画の2年目の経費として、委託料959万2,000円を計上、項の合計3,361万1,000円を計上しています。

85ページ下段から同款5項住宅費は、2目住宅対策費で、87ページになります。引き続き、木造住宅の耐震化等の促進を図るため、木造住宅耐震診断等委託料、住宅耐震化推進業務委託料の計上、18節で、耐震シェルター設置補助金の増額のほか、木造住宅耐震補強事業補助金などを計上、また、空き家リフォーム事業、空き家対策、空き家バンク登録促進に係る経費も継続で計上いたしたところであります。

87ページからの9款消防費、1項消防費は、1日常備消防費で、伊勢市に委託している消防業務経費で、通信指令センターの共同利用による増額などに伴い、前年度より2,589万5,000円増の2億6,767万5,000円、次ページ、2目非常備消防費では、玉城町消防団が操法大会の出場が決定しており、費用弁償など関連経費を増額。

次に、89ページお願いします。

4目災害対策費及び5目防災対策費は、実績により計上ですが、91ページ、自主防災推進事業補助金は増額をいたしたところであります。1項消防費計としては3億293万8,000円の計上であります。

下段からの10款教育費、1項教育総務費は、教育委員会費及び事務局費、3目教育指導費で教育支援センターに係る事業経費、人件費等の計上であります。

94ページから同款2項小学校費は、1目学校管理費で、95ページをお願いをいたします。10節需用費で、小学校給食無償化に伴い、学校給食材料費5,502万6,000円を新規計上のほか、次ページ、有田小学校校舎等改修事業の設計等業務委託料及び工事請負費で

4億5,000万円の新規計上、前年度、児童1人1台端末iPadの更新をした備品購入は皆減であります。

97ページ、19節扶助費では、昨年につき町独自の子育て支援として、小学校入学時の学用品購入負担を和らげ入学をサポートする目的で1人につき2万円の入学祝金を計上。

これらのことによりまして、97ページ最下段、2項小学校費計として4億1,858万1,000円増、率にして130.6%増の7億3,906万9,000円を計上するものでございます。

98ページをお願いします。

同款3項中学校費は、1目学校管理費で、小学校同様、備品購入費を皆減、100ページ、昨年につき、給食費保護者軽減を図るための学校給食補助金で、7年度補正対応した物価高騰に伴う補助割合を増額した1人につき2,600円補助として1,290万3,000円を計上。

扶助費で中学の制服、クラブ関係経費等を鑑み1人3万円の入学祝金、また、高校入学に関しましても同様入学関係経費の保護者経済的負担軽減を図るべく卒業祝金として1人3万円の計上を継続をいたしました。

最下段の3項中学校費計は、1億1,644万円を計上をいたしております。

次に、101ページ、同款、4項社会教育費、1目社会教育総務費は、人件費等の計上で、2目公民館費は、昨年同規模の計上。

飛びまして103ページをお願いします。

3目文化財費では、石垣修復工事が7年度繰越明許分に対応することから、工事費を皆減しています。

次ページ、4目中央公民館費は、12節窓口等業務委託料を人件費等の上昇により増額。

105ページ中段の4項社会教育費計は、5,173万2,000円減の8,302万5,000円を計上しています。

同款、5項保健体育費は、1目保健体育総務費で、106ページ18節で、中学校バドミントン部の部活動地域移行負担金57万6,000円の新規計上。

2目保健体育施設費は次ページのトレーニングセンター窓口業務委託料の増額などがあります。

5項保健体育費計は、2,235万9,000円の計上でございます。

11款災害復旧費は、1項公共土木施設災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費について、口開け計上。

108ページ、12款1項公債費は、令和7年度分の借入れを見込み、1目元金で5億1,001万3,000円、2目利子4,535万6,000円を計上、公債費計では、6,372万2,000円の増額となり、町債管理基金から5,543万4,000円の繰入れを行い、年度間調整を図ったところであります。

同ページ、13款諸支出金、1項公営企業費は、病院事業会計支出金から下水道事業会計支出金まで一般会計の負担金、また、補助金を説明欄記載のとおり計上をいたしたと

ころであります。

109ページ、2項諸費については、過年度の返納金について、口開け計上。

予備費については、予算調整を図った上、前年度同額の3,000万円を計上いたしたところであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 所管いたします3議案につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第20号 令和8年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、予算総額を15億1,556万9,000円とし、被保険者数を2,676人と推計をいたしております。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

予算書9ページをお願いします。

1款国民健康保険料は、現年度分3億1,965万5,000円、滞納繰越分727万9,000円、それぞれ内訳を説明欄記載のとおり計上いたしております。

保険料率につきましては、令和7年分所得確定後に算定をいたします。

3款県支出金は、保険給付費に対して交付される普通交付金10億904万1,000円、保険者努力支援分925万2,000円をはじめとする特別交付金で、三重県の仮算定に基づき5,439万6,000円といたしております。

10ページ、5款繰入金は、一般会計からの繰入金で、事務費等法定繰入金のほか、説明欄記載の内容で計上し、合わせて1億2,418万2,000円を計上いたしております。

6款繰越金は、前年度繰越金100万円を計上いたしました。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

12ページから13ページにかけてお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費は、2人分の職員人件費及び事務経費、国保連合会負担金などを説明欄記載のとおり計上し、2,598万8,000円といたしております。

2項徴収費は、会計年度任用職員1人分の人件費と保険料賦課徴収に係る事務経費を計上いたしました。

総務費全体では、前年度当初と比較し16.5%増としており、主に国保担当職員が1名から2名になったことが要因となっております。

14ページから16ページにかけて、2款保険給付費全体は、前年度当初と比較し2.1%減と見込んでおり、特に、1項療養諸費の一般被保険者療養給付費で3,009万6,000円減の8億5,226万9,000円、2項高額療養費の一般被保険者高額療養費で725万8,000円増の1億4,427万6,000円を見込んでおります。

15ページ、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は350万円、5項葬祭費は100万円をそれぞれ計上いたしております。

16ページから17ページにかけまして、3款国民健康保険事業納付金は、三重県の算定に基づき、1項医療給付費分2億4,815万7,000円、2項後期高齢者支援金等分9,641万1,000円、3項介護納付金分3,383万円を計上し、4項におきまして、令和8年4月から新たに保険料の徴収が開始されます子ども支援納付金分849万6,000円を新規に計上し、全体といたしまして前年度当初と比較し8.6%減といたしております。主に三重県財政安定化基金の投入によりまして、事業納付金額が全体的に低く抑えられたことが要因となっております。

4款保健事業費、1項保健事業費、2目保健施設事業費で、成人病検診180人分を予定し、委託料625万4,000円を計上いたしております。

18ページ、2項特定健康審査等事業費は、特定健康審査及び特定保健指導に係る経費で、2,525万7,000円を計上いたしております。

19ページ、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、4目その他償還金では、国保財政計画に基づき、一般会計貸付金の償還金2,000万円を昨年に引き続き計上いたしております。

8款予備費を3,000万とし、調整をいたしました。

21ページ以降、付表、給与費明細書及び債務負担行為に係る支出予定額等調書を添付いたしておりますので、後刻、ご高覧いただきますようお願いいたします。

なお、当初予算編成につきましては、国保運営協議会での協議において承認をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第22号 令和8年度玉城町介護保険特別会計予算について、予算総額を16億9,481万8,000円といたしております。

令和8年度は、第9期介護保険事業計画の最終年度に当たりますが、事業計画に基づき予算編成をいたしております。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

1款保険料は、事業計画に基づき計上し、前年度当初と比較し4.6%増の3億6,201万5,000円を計上いたしております。

介護保険料の基準額は月額6,700円で、第9期介護保険事業計画の期間中は固定となっております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は、本年度の保険給付費の見込みから2億7,644万3,000円といたしております。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、当初見込額6,550万1,000円、2目及び3目の地域支援事業交付金は、本年度の地域支援事業経費の見込み等に基づき、それぞれ計上いたしております。

4目保険者機能強化推進交付金は、保険者機能の強化、被保険者の自立支援、重度化防止等に資する施策の実績に対し交付されるもので、116万6,000円を計上いたしております。

ます。

8ページ、5目介護保険保険者努力支援交付金は、保険者機能強化推進交付金の上乗せとして、特に介護予防、健康づくりに関する項目の評価により交付されるものでありますが、242万5,000円を計上し、保健福祉事業の財源といたしております。

6目介護保険事業費国庫補助金は、931万3,000円を新規に計上しております。これは、法改正に伴うシステム改修費に対して交付されるものであります。

3款支払基金交付金、9ページ上段にかけて、4款県支出金につきましては、国庫支出金と同様、保険給付費及び地域支援事業費の見込みを基にそれぞれ計上いたしております。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は、保険給付費及び地域支援事業の法定負担額及び人件費を含む事務費等で、全体で2億6,936万円を計上いたしております。

10ページ、2項基金繰入金は、保険給付費の財源として、第9期計画期間中の取崩し予定額の一部として1,800万円を計上し、7款繰越金は前年度と同額を計上いたしております。

次に、歳出について説明させていただきます。

12ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は、職員1人分の人件費、介護保険事務に係る経費で、第10期介護保険事業計画等策定業務委託料451万円、また、歳入の2款2項6目で説明いたしました法改正に伴うシステム改修分として介護情報基盤整備電算委託料925万7,000円を新規計上いたしたほか、説明欄記載のとおり予算を計上いたしました。

13ページから14ページにかけまして、2項徴収費及び3項介護認定審査会費は、介護保険料の徴収及び介護認定審査会に係る費用を説明欄記載のとおり計上いたしました。

15ページの上段にかけて、2款保険給付費は、第9期介護保険事業計画で見込んだ介護サービス等の給付費で、前年度当初と比較し3.5%増の15億4,450万円としています。

15ページから17ページにかけまして、3款地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業及び生活支援サービス事業に係る経費で、職員2人と会計年度任用職員2人分の人件費のほか、介護予防教室、介護相談員などへの各種報償金をはじめ事業に必要な経費を計上し、前年度当初と比較して1%減の7,893万3,000円を計上しております。

4款保健福祉事業費は、保険者努力支援交付金を財源とし、居場所の運営委託料277万5,000円を計上し、18ページ、7款予備費を704万9,000円とし、調整をいたしております。

19ページ以降に付表、給与費明細書及び債務負担行為に係る支出予定額等調書を添付してございますので、後刻、ご高覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第23号 令和8年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、予算総額を4億1,214万7,000円としております。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

予算書7ページをお願いします。

1 款後期高齢者医療保険料は、三重県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき、特別徴収保険料1億2,827万3,000円、普通徴収保険料5,507万4,000円、合計1億8,334万7,000円としております。被保険者数は2,492人と推計し、保険料率などは三重県後期高齢者医療広域連合のほうで2年ごとに決めています。令和8年度から令和9年度までの保険料率等は、医療分では、所得割率9.53%、均等割額5万4,843円、令和8年4月から新たに徴収が開始されます子ども支援納付金分では、所得割率0.25%、均等割額1,370円にそれぞれ決定をいたしております。今回の改正で、年間保険料額の平均は8万9,390円となり、これまでの年間保険料額と比較して15.9%増の1万2,249円の増額となります。

次に、3 款繰入金は、一般会計からの事務費繰入金で1億7,448万3,000円、低所得者の保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金では4,914万3,000円、令和8年度から導入される子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修のための事務費繰入金111万3,000円を新規に計上いたしたところでございます。

9ページ、5 款繰越金は、前年度繰越金375万円といたしております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

10ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費及び2 項徴収費は、一般事務経費、保険料の徴収業務に係る電算委託料、システム使用料などを計上しております。

なお、2 項徴収費の電算委託料におきまして、先ほど歳入の事務費繰入金のところで説明をいたしました子ども・子育て支援金制度導入に係るシステム改修費を含んでおり、この財源は全て国から手当をしていただくこととなっております。

11ページ、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、三重県後期高齢者医療広域連合の試算に基づくもので、前年度当初と比較し10.3%増の4億668万円としております。増額の主な理由は、令和8年度からの保険料率等の引上げが要因となっております。

4 款予備費を前年度と同額の30万円とし、調整をいたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中参事。

○産業振興課長（里中 和樹） それでは、産業振興課が所管いたします議案第21号 令和8年度玉城町山村振興事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

アスパア玉城は、平成4年6月に温泉湧出、平成8年に中山間地域資源活用整備事業により、現在の温泉施設ふれあいの館を整備し、順次、ふるさと味工房、手づくり工房、周辺公園の整備を図ってきたところでございます。昨年は10月に累計入浴者数220万人を達成いたしました。これからも皆さんの触れ合いの場となるよう努めてまいります。

それでは、予算書7ページをお開きください。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料では、令和7年度の利用者の状況を勘案し、前年並みの1,900万円を計上いたしております。ただし、温水営業については見込んでいません。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は100万円計上し、3款諸収入におきましても、令和7年度の実績見込みから予算額を計上いたしております。

次に、8ページをお願いいたします。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、前年度当初予算比で99万7,000円の増額、率にして約4%増額し、2,753万7,000円を計上いたしております。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出、1款管理運営費で、アスピア玉城全体の経費として、前年度当初予算比で96万2,000円の増額、率にして約2%増額し、4,860万円を計上しています。

その内容の主なものといたしまして、1節報酬、説明、会計年度任用職員報酬1,201万6,000円では11人の短時間労働職員の報酬を計上しており、人勸管理表に伴う改正に伴い86万円増額計上となっております。需要費などランニングコストに係りのある予算科目につきましては、令和7年度の実績見込額を参考に予算計上いたしております。

11節役務費、説明、金融機関手数料では、令和7年度の実績見込みを参考に約20万円を減額計上しています。

12節委託料、説明、イベント事業委託料は、アスピア玉城への集客を図るための費用です。

次に、10ページをお願いします。

26節公課費、説明、入湯税855万円は、歳入の使用料と連動して計上しております。

2款予備費につきましては100万円を計上いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） それでは、所管いたします議案第24号、26号の二議案について補足説明をさせていただきます。

議案第24号 令和8年度玉城町病院事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第2条、業務の予定量でございますが、病床数、療養病床50床、年間患者数、延べ入院患者数1万7,885人、延べ外来患者数2万1,931人、1日平均患者数、入院49人、外来91人と定めております。

第3条における収益的収入及び支出につきましては、5ページからの予算実施計画によりご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきますようお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち、まず、収入でございます。予算総額は7億7,601万6,000円で、前年度比較0.9%の増といたしております。

1項の医業収益は6億4,569万7,000円、前年度比較0.1%の増を見込んでおります。内容は、説明欄記載の入院患者、外来患者見込数及び平均単価からの算出と、その他医業収益におきましては、人間ドック、予防接種、検診業務などによる公衆衛生活動収益の収入でございます。

次に、第2項医業外収益でございますが、主なものは、2目一般会計からの運営費補助であります他会計補助金79万2,000円、3目地方公営企業法によります繰入基準による負担金交付金8,220万8,000円、5目医療品譲渡収益では、介護老人保健施設へ医薬品を譲渡することによる収益276万円、7目長期前受金戻入3,328万4,000円、こちらは、補助金等により取得した資産の減価償却見合い分を収益化するための計上するものであります。

また、3項特別利益として、三重大学医学部臨床外科研究講座への支払いのため、町からの補助金を計上しております。

6ページをお開きいただきますようお願いいたします。

収益的支出でございます。予算総額8億9,233万6,000円で、前年度比較5%の増といたしております。

1項医業費用としまして8億6,506万9,000円を計上しております。

1目給与費につきましては、職員数74名分を計上しているほか、内科、眼科、皮膚科等の外来診療及び宿日直への医師派遣による報酬を計上いたしております。

2目材料費の診療材料費には、医薬品や各種検査にかかります試薬の購入費などを計上しております。

3目経費につきましては、光熱費、施設・設備の修繕料、医療機器等の賃借料、保守委託料などを計上しております。

7ページをお開きいただきますようお願いいたします。

4目の減価償却費、5目研究研修費につきましては、説明欄記載の内容で計上いたしております。

2項医業外費用でございますが、1目企業債利息917万9,000円、こちらは令和7年度に整備いたしております電子カルテシステム、医療用画像管理システム、ナースコールシステムなどの購入費用の起債借入分利息も含まれております。

3目患者外医療外材料費につきましては、介護老人保健施設へ譲渡しました医薬品の原価でございます。

4目雑損失では消費税納付額、5目繰延償却では控除外対象外消費税償却費を計上いたしたものでございます。

3項特別損失の800万円につきましては、三重大学医学部臨床外科研究講座への支出

でございます。

医業収支比率につきましては74.6%でございます。

2ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、支出の第1項企業債償還金として、令和7年度に整備をいたしております電子カルテシステムの導入、医療用画像管理システム、ナースコールシステムの更新などに係る購入費用を含め起債元金9,026万2,000円を計上いたしております。

また、収入につきましては、1項他会計負担金は、企業債償還元金の2分の1の額を繰入れ基準として一般会計から繰り入れる額4,513万円を計上するものでございます。

なお、収入が支出に不足する額4,513万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、第5条におきましては、債務負担行為に係る調書を作成し、19ページに掲げております。

次に、第6条におきましては、一時借入金の限度額を6,000万円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ他に流用できない経費として、職員給与費及び交際費をそれぞれ定めております。

第8条では、他会計等からの負担金及び補助金の繰入額を定めております。

3ページをお願いいたします。

第9条では、棚卸資産として、医薬品の購入限度額を5,000万円と定めております。

なお、9ページには、この病院事業会計につきましてはの予定キャッシュ・フロー計算書掲げております。

また、20ページから21ページに令和7年度末の予定損益計算書を、22ページから23ページには令和7年度末の予定貸借対照表を、また、24ページから25ページには令和8年度末の予定貸借対照表を、26ページから27ページには重要な会計方針及び財務諸表注記事項をそれぞれ掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第24号 令和8年度玉城町病院事業会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いをいたします。

続きまして、議案第26号 令和8年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第2条、業務の予定量でございますが、介護老人保健施設、定員51人、利用者数、長期・短期入所合わせまして年間1万8,250人、通所、定員1日27人、年間利用者数5,544人、訪問看護、利用者数、年間3,760人、訪問介護、利用者数、年間3,278人、居宅介護支援の利用者数を年間1,068人と定めております。日平均の利用者数につきましては、記載のとおりであります。

次に、予算書2ページをお開きいただきますようお願いをいたします。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、5ページからの予算実施計画によりご説明を申し上げます。

予算書5ページをお開きいただきますようお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち、まず収入でございますが、予算総額3億8,058万円、前年度比較で1.5%の減。

内訳といたしまして、1項施設営業収益、1目は長期・短期入所の介護報酬及び利用者の自己負担分を合わせましたサービス費収益、2目は、居住費・食材費等の利用料収益、3目のその他営業収益と合わせまして2億4,978万7,000円を計上いたしております。

2項通所営業収益5,678万6,000円、3項訪問看護営業収益2,902万4,000円、4項訪問介護営業収益1,450万3,000円、5項居宅介護支援営業収益1,429万6,000円とし、介護サービス費収益を中心に予算を見込み、計上いたしております。

6項営業外収益でございますが、2目一般会計からの運営費補助であります他会計補助金1,165万9,000円、4目では、長期前受金戻入として、補助金等により取得した資産の減価償却相当分を収益化するため、366万5,000円を計上するためのものであります。

次に、予算書6ページをお開きいただきますようお願いいたします。

支出でございますが、予算総額3億9,895万2,000円、前年度比較で3.6%の減を見込んでおります。

内訳として、1項施設営業費用、1目給与費1億9,812万6,000円、職員32名分の予算を計上しております。2目材料費2,698万2,000円、3目経費5,036万3,000円、光熱水費、施設・設備の修繕料、機器・施設などの賃借料、保守委託料などを予算計上しております。

4目減価償却費、7ページをお開きいただきますようお願いいたします、5目研究研修費につきましては、備考欄記載の内容で計上いたしております。

2項通所営業費用5,832万5,000円、8ページをお願いいたします、3項訪問看護営業費用2,350万2,000円、9ページをお願いいたします、4項訪問介護営業費用1,693万8,000円、10ページをお願いいたします、5項居宅介護支援営業費用1,637万4,000円を備考欄記載の内容でそれぞれ計上しております。

予算書3ページへお戻りいただきますようお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、まず、支出の第1項企業債償還金として、令和4年度に施工いたしました施設昇降機の改修と令和7年度に施工いたしております受水槽改修に係る償還元金131万6,000円を計上いたしております。

収入に戻りまして、1項他会計補助金は、企業債償還元金の2分の1の額を一般会計からの繰入額として65万7,000円を計上するものでございます。

なお、収入が支出に不足する額65万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、第5条におきましては、債務負担行為に係る調書を作成し、21ページに掲げて

おります。

第6条におきましては、一時借入金の借入れ限度額を8,000万円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費及び交際費をそれぞれ定めております。

4ページをお願いいたします。

第8条では、他会計等からの補助金の繰入金額を定めております。

なお、12ページには、この介護老人保健施設事業会計につきましての予定キャッシュ・フロー計算書を掲げております。

また、22ページから24ページに令和7年度末の予定損益計算書、25ページから27ページには令和7年度末の予定貸借対照表を、また、28ページから30ページには令和8年度末の予定貸借対照表を、31ページから32ページには重要な会計方針及び財務諸表注記事項をそれぞれ掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第26号 令和8年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認に賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 上下水道課 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） それでは、所管いたします議案第25号 令和8年度玉城町水道事業会計予算の補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

まず、第2条において、令和8年度の業務量を、年度末給水件数6,550件、年間給水量196万立方メートル、1日平均給水量5,370立方メートルとしており、これは令和7年度の実績を踏まえ、前年対比で150件の増加、年間給水量についても3万立方メートルの増加を見込んでおります。

また、主な建設改良事業として、基幹配水路に係る配水管布設詳細設計業務及び配水施設更新工事を予定しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、2ページから3ページにおいて、第4条で、資本的収入及び支出の予定額を定め、第5条以下は、これに伴う限度額等を定めております。

詳細について、5ページの予算実施計画をお開きください。

収益的収入及び支出の部、収入では、1款水道事業収益、1項営業収益で3億238万9,000円を計上、前年対比で845万円の増額となり、内訳としまして、1目給水収益で2億9,988万円、2目受託工事収益で76万5,000円、3目繰入金で消火栓維持管理に係る一般会計繰入金として50万円、4目その他営業収益で材料売却収益等124万4,000円を計上しております。

2項営業外収益では2,106万円を計上、前年対比で127万6,000円の増額となり、内訳として、1目受取利息及び配当金で、預金利息241万5,000円、2目繰入金で、児童手当

に係る基準繰入れとして一般会計繰入金30万円、3目雑収益で、本年度の量水器取替えに係る評価として83万4,000円、4目長期前受金戻入で1,751万1,000円を計上しております。

次ページをお願いいたします。

支出では、1款水道事業費用、1項営業費用で2億7,110万4,000円を計上、前年対比で1,102万3,000円の減額となり、内訳として、1目原水費で、人件費711万8,000円のほか、水質検査、水源地の宿日直、機器の保守点検等に係る委託料2,032万4,000円、水源地ポンプ類の動力費3,332万3,000円、南勢水道の受水費828万円を主なものとして7,286万3,000円を計上しております。

2目配水費で、加圧ポンプ場・配水池動力光熱水費402万円、施設警備、水道メーターの交換等に係る委託料582万7,000円、水道管及び配水施設の修繕費1,243万4,000円を主なものとして2,298万9,000円を計上しております。

3目受託工事費は説明欄記載の内容で合わせて76万5,000、4目総係費は、人件費2,962万8,000円のほか、メーター検針業務、電算システムに係る委託料710万1,000円、システム賃借料202万7,000円、負担金590万4,000円を主なものとして5,156万2,000円を計上しております。

次ページをお願いいたします。

5目減価償却費では、有形固定資産の減価償却に係る費用として1億2,172万5,000円、6目資産減耗費で、配水管の更新に係る除却費等として70万円、7目その他の営業費用では、材料売却減価として50万円をそれぞれ計上しております。

2項営業外費用では1,833万3,000円を計上、前年対比で31万7,000円の減額となり、内訳として、1目支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債利息783万3,000円、2目雑支出50万円、3目消費税1,000万円をそれぞれ計上しております。

3項特別損失では、過年度損益修正損として8万8,000円、4項予備費では1,000万円をそれぞれ計上しております。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の部、収入では、1款資本的収入、1項分担金、1目分担金で加入者分担金、開発等拡張工事費負担金を主なものとして521万8,000円、2項繰入金、1目他会計繰入金で自治区要望等による消火栓の新設に係る費用として、一般会計繰入金を55万円計上しています。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費で795万4,000円を計上、前年度対比で5,704万8,000円の減額となり、1目水道拡張費で、基幹配水管更新に伴う詳細設計委託料を主なものとして計上しております。

2項固定資産購入費で27万8,000円を計上、前年対比で21万7,000円の減額となり、1目機械及び装置購入費で量水器の購入費を計上しております。

3項償還金で2,128万3,000円を計上、前年対比で31万7,000円の増額となり、企業債

償還元金として2,128万3,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,374万7,000円は、減債積立金2,128万3,000円、過年度分損益勘定留保資金225万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21万4,000円で補填するものです。

また、10ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、12ページから17ページには給料等に関する事項を、18ページから19ページには予定損益計算書を、20ページから23ページにかけては令和7年度末及び令和8年度末での予定貸借対照表を、24ページには会計方針に関する注記を添付してございますので、併せてご高覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案25号の補足説明といたします。

続きまして、議案第27号 令和8年度玉城町下水道事業会計予算の補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

まず、第2条において、令和8年度の業務予定量を、年度末排水件数5,005件、年間総排水量142万5,800立方メートル、1日平均排水量3,906立方メートルとしており、これは令和7年度の実績を踏まえ、前年対比で197件の増加、年間排水量についても1万885立方メートルの増加を見込んでおります。また、主な建設改良事業として、公共下水道事業で污水管敷設工事、農業集落排水事業では処理場の機器更新工事を予定しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、2ページにおいて、第4条で資本的収入及び支出の予定額を定め、2ページ下段、第5条以下は、これに伴う限度額等を定めております。

詳細について、5ページの予算実施計画をお開きください。

収入では、1款下水道事業収益、1項営業収益で2億1,673万1,000円を計上、前年対比で2,878万4,000円の増額となり、内訳として、1目下水道使用料で2億1,560万円、2目その他営業収益で113万1,000円を計上しております。

2項営業外収益で4億262万4,000円を計上、前年対比で1億4,098万3,000円の減額となり、内訳としまして、1目受取利息及び配当金で、定期の短期運用利息及び農業集落排水設備支援事業基金利息として56万円、2目他会計負担金及び補助金で、一般会計補助金として2億5,396万8,000円、3目消費税還付金で14万1,000円、4目雑収入で63万9,000円、5目長期前受金戻入で1億4,731万6,000円をそれぞれ計上しております。

3項特別利益、1目過年度損益修正益では1,000円を計上しております。

次ページをお願いいたします。

支出では、1款下水道事業費用、1項営業費用で5億3,750万円を計上、前年対比で3,874万6,000円の減額となり、内訳として、1目管渠費で、マンホールポンプ通信に係る通信運搬費116万4,000円、マンホールポンプ維持管理費など委託料1,900万4,000円、

管路施設修繕費965万3,000円、マンホールポンプの動力費465万6,000円を主なものとして3,481万7,000円を計上しております。

2目処理場費では、農業集落排水施設の維持管理費を主なものとして、説明記載の内容で2,518万3,000円を計上しております。

次ページをお願いいたします。

3目総係費では、人件費471万6,000円のほか、料金収納等に係る口座振替手数料等140万円、システム賃借料237万3,000円、負担金65万1,000円を主なものとして1,045万5,000円を計上しております。

4目流域下水道費では、宮川流域下水道の汚水処理に係る維持管理負担金1億7,077万5,000円を計上、5目減価償却費では、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却に係る費用2億9,606万8,000円を計上、6目資産減耗費では、固定資産除却費として20万1,000円を、7目その他営業費用では1,000円をそれぞれ計上しております。

次ページをお願いいたします。

2項営業外費用では8,077万1,000円を計上、前年度対比で198万4,000円の減額となり、内訳として、1目支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債利息を主として7,274万9,000円を計上。2目補助金で2,000円、3目雑支出で2万円、4目消費税で800万円をそれぞれ計上、3項特別損失では、過年度損益修正損として5万1,000円、4項予備費で200万円をそれぞれ計上しております。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の部、収入では、1款資本的収入、1項企業債で1,730万円を計上、前年度対比で1億4,040万円の減額となり、内訳として、1目下水道事業債で、建設改良工事及び宮川流域下水道の建設改良負担金の財源を計上しております。

2項補助金で1億5,919万5,000円を計上、前年対比で8,480万4,000円の増額となり、内訳としまして、1目国庫補助金で、社会資本整備総合交付金事業に基づく補助金280万円、2目県補助金で、団体営農業集落排水整備促進事業に基づく補助金274万7,000円、3目他会計補助金で、建設改良費に係る一般会計補助金として1億5,364万8,000円を計上しております。

3項負担金で360万5,000円を計上、前年対比で30万5,000円の増額となり、受益者負担金として計上。

4項基金繰出金で298万7,000円を計上、前年対比で12万2,000円の増額となり、農業集落排水設備支援事業基金として計上しております。

次ページをお願いいたします。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費で3,528万4,000円を計上、前年対比で1億8,127万5,000円の減額となり、内訳として、1目管路施設費で新設管路のカメラ調査等業務委託料こちらに123万3,000円、宮川流域下水道に係る建設改良負担金905万1,000円、下水道未普及地区の汚水管整備に係る工事請負費1,250万円を主なものとして2,300

万5,000円を計上。2目処理場施設費では、農集施設処理の機器修繕費に600万円、農集3処理場の機器更新工事費に627万9,000円を計上しております。

2項償還費では、1目企業債償還費で3億4,821万3,000円を計上、前年対比で461万6,000円の増額となり、内訳としまして、公共下水道事業債償還金3億638万1,000円、農業集落排水事業債償還金4,183万2,000円を計上しております。

3項基金積立金では、1目基金積立金で10万1,000円を計上、前年対比で4万6,000円の増額となり、農業集落排水設備支援事業基金への利息積立金を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億51万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億9,730万4,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額320万7,000円で補填するものであります。

また、11ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、12ページから17ページには給与等に関する事項を、18ページから19ページには予定損益計算書を、20ページから23ページにかけては令和7年度末及び令和8年度末での予定貸借対照表を、24ページには重要な会計方針及び予定貸借対照表に関連する注記を、25ページにはセグメント情報の開示として公共下水道事業と農業集落排水事業の概要及び資産等を添付してございますので、併せてご高覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案第27号の補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日4日は、午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午後2時12分 散会)